

岐阜県環境放射線モニタリングマニュアル

令和 6 年 月（第 7 版）

岐阜県

改定履歴

版	改定日	改定内容
第 1 版	平成 25 年 9 月 25 日	初版発行
第 2 版	平成 25 年 11 月 28 日	第 1 版の軽微な修正の実施
第 3 版	平成 26 年 4 月 9 日	県原子力防災訓練の結果及び原子力災害対策指針の改正等を踏まえ改定
第 4 版	平成 30 年 3 月 28 日	原子力災害対策指針及び同指針補足参考資料の改正等を踏まえ全面改定
第 5 版	令和 3 年 6 月 14 日	大気モニタ及びサンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラについて追記
第 6 版	令和 4 年 2 月 10 日	平常時モニタリングのうち水道事業の水道水の測定に係る項目を削除
第 7 版	令和 7 年 月 日	平常時モニタリングのうち可搬型サーベイメータによる測定項目を削除等

目 次

1	目的	1
2	平常時のモニタリング	1
(1)	空間放射線量率	1
(2)	環境試料中の放射性核種濃度	2
3	緊急時のモニタリングの目的	4
4	緊急時モニタリング等の体制	5
(1)	事態区分ごとの体制	5
(2)	緊急時モニタリングチームの体制	8
(3)	EMCの体制	9
5	緊急時モニタリング等の体制の整備	10
(1)	モニタリング要員の動員体制の整備	10
(2)	モニタリング資機材等の配備・維持管理	10
(3)	モニタリングに必要な関連情報・資料の整備	10
6	緊急時の対応	11
(1)	初期対応段階のモニタリングの概要	11
(2)	情報収集事態発生時の対応	12
(3)	警戒事態発生時の対応	12
(4)	施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の対応	13
(5)	緊急時モニタリング結果の確認及び公表	24
(6)	緊急時モニタリング要員の被ばく管理等	24
(7)	通報がない状態において県のモニタリングポストで $5\mu\text{Sv}$ 以上の数値を検知した場合の対応	25
7	その他	26
別紙1	緊急時モニタリング体制	27
別紙2-1	EMCの組織及び各担当の役割	28
別紙2-2	EMCによる緊急時モニタリング業務フロー図（モニタリング実施等）	30
別紙2-3	EMCによる緊急時モニタリング業務フロー図（モニタリング結果収集等）	33
別紙2-4	EMCによる緊急時モニタリング業務フロー図（安全管理等）	36
資料編		38
1	緊急連絡先一覧	39
2	各種様式	40
3	放射線等監視体制図	56
4	緊急時モニタリングルート候補	57
5	放射線量測定機器の取扱方法	75
6	防護装備の装着方法	81

1 目 的

このマニュアルは、平常時における県の環境放射線モニタリング及び「岐阜県緊急時モニタリング計画」に基づく緊急時モニタリングの具体的な実施内容・方法等を定めることにより、モニタリングを迅速かつ効率的に実施することを目的とする。

2 平常時のモニタリング

緊急時における原子力施設からの放射線又は放射性物質の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、県は、平常時から空間放射線量率及び環境試料（飲食物を含む。以下同じ。）の放射性核種ごとの放射能（以下「放射性核種濃度」という。）の測定を行う環境放射線モニタリング（平常時のモニタリング）を実施するとともに、測定機器・システム等の維持・管理や測定者の測定技術の習熟等に努める。

また、平常時のモニタリングの測定結果について、整理・保管する。

（１）空間放射線量率【環境管理課】

１）固定型モニタリングポスト等による連続測定

県内 12 カ所の固定型モニタリングポスト及び測定局（以下「固定型モニタリングポスト等」という。）により、24 時間連続で空間放射線量率の自動測定を行うとともに、測定データを岐阜県環境放射線モニタリングシステム及び岐阜県放射線監視ネットワークシステムにより収集し、10 分値をホームページを通じリアルタイムで公開する。

なお、測定場所、測定高、測定可能範囲及び測定頻度等は以下のとおりである。

令和 7 年 1 月現在

測定場所	敦賀原発 からの距離	測定高	測定可能範囲	システム	測定頻度
揖斐川坂内測定局 (揖斐川町坂内川上 873)	34 km (UPZ)	3 m	～100mSv/h	岐阜県放射線監視 ネットワークシステム	24 時間 連続測定
揖斐総合庁舎 (揖斐川町上南方 1-1)	58 km (原子力災害対策強化地域)	1 m	～10μSv/h	岐阜県環境放射線 モニタリングシステム	
関ヶ原町役場 (関ヶ原町大字関ヶ原 894-58)	59 km (原子力災害対策強化地域)	1 m			
西濃総合庁舎 (大垣市江崎町 422-3)	70 km (原子力災害対策強化地域)	1 m			
防災交流センター (岐阜市下奈良 3-11-6)	76 km (対策強化区域)	1 m			
中濃総合庁舎 (美濃市生櫛 1612-2)	84 km	1 m			
保健環境研究所 (各務原市那加不動丘 1-1)	85 km (原子力災害対策強化地域)	1.2 m			
郡上総合庁舎 (郡上市八幡町初音 1727-2)	85 km (原子力災害対策強化地域)	1 m			
東濃西部総合庁舎 (多治見市上野町 5-68-1)	111 km (原子力災害対策強化地域)	1 m			
下呂総合庁舎 (下呂市萩原町羽根 2605-1)	111 km	1 m			
飛騨総合庁舎 (高山市上岡本町 7-468)	119 km	1 m			
恵那総合庁舎 (恵那市長島町正家後田 1067-71)	130 km	1 m			

揖斐川坂内測定局は、空間放射線量率（高線量）のほか、気象情報（風向風速・降水量等）も測定

その他の測定場所は、空間放射線量率（低線量）のみ測定

UPZ：放射線被ばくによる確率的影響のリスクをできる限り低減するため、緊急事態の状態により迅速に緊急防護措置を実施できるよう準備する区域（緊急防護措置準備区域）

原子力災害対策強化地域：県が実施したシミュレーション結果を踏まえ、UPZに準じて対策を強化する区域

環境放射線モニタリングシステム

- ・東日本大震災前、文部科学省委託事業「環境放射能水準調査」（現在は原子力規制庁委託事業。以下「環境放射能水準調査」という。）として、保健環境研究所においてモニタリングポストによる空間放射線量の連続測定を実施
- ・平成23年10月に県独自にモニタリングポスト3台を整備するとともに、モニタリングポストのデータを収集し、ホームページで公表する環境放射線モニタリングシステムを構築し、運用開始
- ・平成24年3月に放射能水準調査として、県内6カ所にモニタリングポストを整備するとともに、データを収集・公表できるシステムを改修
- ・平成24年度に放射線監視ネットワークシステムとデータを共有し、ホームページ公表機能を放射線監視ネットワークシステムに移行
- ・平成25年度に放射性物質の拡散予測に基づき関ヶ原町にモニタリングポストを整備するとともに、データを収集・公表できるシステムを改修



放射線監視ネットワークシステム

- ・原子力発電所等から概ね30km圏内がUPZとされ、岐阜県でも揖斐川町の一部をUPZに設定
- ・平成24年度にUPZ内に設置した揖斐川坂内測定局のほか、県内の全モニタリングポストの測定データを収集し、公表する放射線監視ネットワークシステムを構築し、運用開始
- ・平成25年度に新設した関ヶ原測定局のデータを収集・公表できるようにシステムを改修
- ・令和元年度に揖斐川坂内測定局に大気モニタ及びサンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラを整備するとともに、データを収集・公表できるようにシステムを改修



（２）環境試料中の放射性核種濃度

１）環境放射能水準調査【環境管理課】

原子力施設からの放射性物質の影響の有無を把握するため、大気中に浮遊するちりやほこり等（大気浮遊じん）、大気中から降下したちりや雨水等（降下物）、土壌、水道水、農畜産物を対象に検体を採取し、保健環境研究所において放射性核種濃度（ヨウ素 131、セシウム 134、137 等）の測定を行うとともに、測定データをホームページ等で公開する。

なお、調査対象、採取地点、測定頻度及び測定方法は以下のとおりである。

令和7年1月現在

調査対象	採取地点	測定頻度	測定方法
降下物	各務原市（保健環境研究所）	月1回	ゲルマニウム半導体検出器を用いるガンマ線スペクトロメトリにより測定
水道水（蛇口水）	各務原市（保健環境研究所）	年1回	
大気浮遊粉じん	各務原市（保健環境研究所）	年4回	
土壌（0-5cm, 5-20cm）	岐阜市	年1回	

精米	岐阜市	年 1 回	
野菜(葉菜類,根菜類)	各務原市	年 1 回	
茶	池田町、白川町	年 1 回	
牛乳	羽島市	年 1 回	

2) 県内産農産物等【農政課、農産園芸課、畜産振興課、里川・水産振興課、県産材流通課】

測定の対象とする農産物等及び測定の時期について、年度ごとに計画を定め※、放射性核種濃度（セシウム 134、137）の測定を行うとともに、測定データをホームページ等で公表する。

※ 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力対策本部）を参考に毎年度作成

3 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリングは、原子力施設において国が定める原子力災害対策指針（以下「指針」という。）に規定する警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合に、原子力災害による環境放射線等の状況に関して必要な情報を収集し、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等、指針に規定する運用上の介入レベル（O I L）に基づく防護措置実施の判断並びに原子力災害による住民等及び環境への放射線影響の評価のための材料を提供するために実施する。

なお、初期対応段階の緊急時モニタリングに際しては、O I Lに基づく防護措置実施の判断に必要な項目のモニタリングを優先して実施する。

O I L と防護措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ³ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及びウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた

ときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

4 緊急時モニタリング等の体制

（1）事態区分ごとの体制

国、地方公共団体及び原子力事業者が連携して緊急時モニタリングを行うために、国は、施設敷地緊急事態において、発災した原子力施設の立地地域に緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。

緊急時モニタリングの実施にあたっては、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携し、必要に応じて補い合う。関係指定公共機関は、専門機関として緊急時モニタリングを支援する。

また、県は、災害対策本部等に緊急時モニタリングチームを設置し、EMCと連携して緊急時モニタリングを実施するとともに、これに支障のない範囲で必要に応じて県独自のモニタリング（以下「独自モニタリング」という。）を実施する。

なお、実施体制については、指針で規定する事態区分ごとに以下のとおりである。

	緊急時モニタリング等の体制	
	国（EMC）	岐阜県
【情報収集事態】 ・近県（福井県、石川県、静岡県）の原子力事業所の立地市町で震度5弱、5強の地震が発生したとき ※ 上記の市町において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。（この場合は警戒事態に該当）		■情報収集体制 ・平常時モニタリングを継続 【参集要員】 環境管理課1名
【警戒事態】 ○近県に所在する原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったとき ・立地市町村において震度6弱以上の地震が発生したとき ・立地市町村沿岸を含む津波予報区における大津波警報が発表されたとき ・原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき ・使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき 等	○緊急時モニタリングセンター（EMC）の設置準備	■原子力災害警戒体制 □福井県敦賀市又は美浜町に立地する原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったとき ○災害情報集約センターの設置 ・緊急時モニタリングの準備 ・EMCへの要員派遣の準備* 【参集要員】 環境管理課3名 （うち1名はEMC派遣要員*） 揖斐県事務所2名 □福井県（敦賀市又は美浜町を除く）、石川県又は静岡県に立地する原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったとき ○災害情報集約センターの設置 ・緊急時モニタリングの準備 【参集要員】 環境管理課2名

	緊急時モニタリング等の体制	
	国（EMC）	岐阜県
【施設敷地緊急事態】 ○近県に所在する原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき ・原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧注水するものによる注水が直ちにできないとき ・全交流電源を喪失したとき ・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき 等 ○県知事が必要と認めたとき	○EMCの設置 ・緊急時モニタリングの詳細の決定 ・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリング結果の取りまとめ及び妥当性の確認 ・緊急時モニタリング結果の評価に資する情報の提供 ・緊急時モニタリング実施計画の改訂案への提案及び意見 ・国が直接実施する緊急時モニタリング(航空機モニタリング等)に係る現地調整	■原子力災害警戒本部体制 □福井県敦賀市又は美浜町に立地する原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったとき ○緊急時モニタリングチームの設置 ・EMCへの要員派遣 ・EMCの一員として緊急時モニタリングを実施 ・EMCの活動に支障のない範囲で必要に応じて独自モニタリングを実施 □福井県（敦賀市又は美浜町を除く）、石川県又は静岡県に立地する原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったとき ○緊急時モニタリングチームの設置 ・必要に応じて独自モニタリングを実施 【参集要員】 （２）緊急時モニタリングチームの体制のとおり
【全面緊急事態】 ○県の地域の一部が原子力災害対策特別措置法第１５条第２項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき ○県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、近県に所在する原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき ・原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止させることができないとき ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備に	※ 施設敷地緊急事態に同じ （EMCの構成） ・国(原子力規制庁) ・岐阜県 ・福井県、滋賀県 ・原子力事業者※ ・関係指定公共機関 （国研）日本原子力研究開発機構 （国研）量子科学技術研究開発機構 ・その他 ※ 原子力事業者は事故が発生した施設の	■災害対策本部体制 ※ 施設敷地緊急事態に同じ

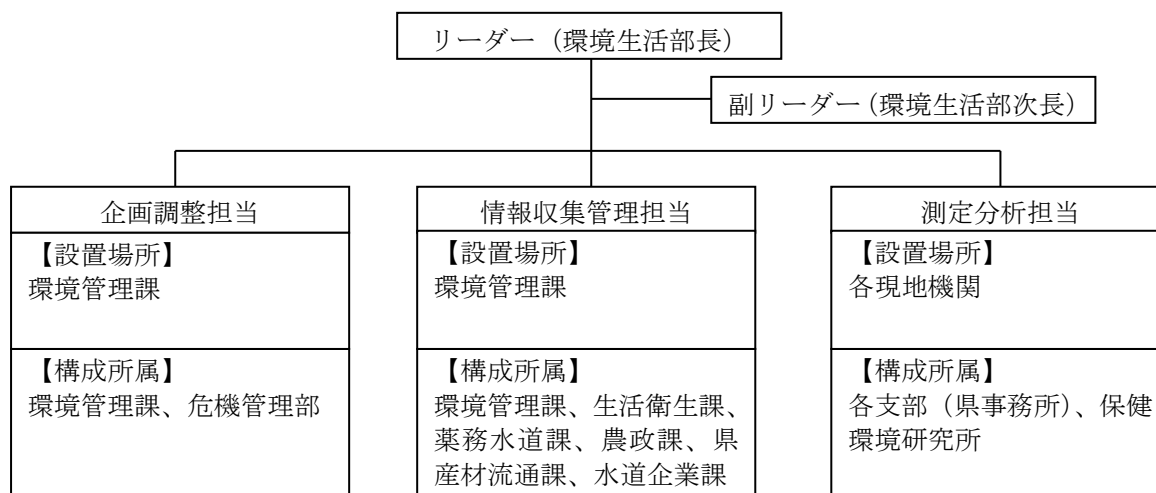
よる注水が直ちにできないとき ・全ての非常用直流電源を喪失したとき ・使用済燃料貯蔵槽の水位が、照射済燃料集合体の頂部から上方2 mの水位まで低下したとき ・原子力事業所の区域の境界付近において毎時5 μ Sv 以上の放射線量が検出されたとき 等 ○知事が必要と認めたとき	原子力事業者を指す。 それ以外の原子力事業者は、原子力規制委員会が作成する動員計画に基づき参画する。	
--	---	--

※ 福井県（敦賀市及び美浜町を除く。）、石川県又は静岡県に立地する原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったときは、EMCへの参集は不要

(2) 緊急時モニタリングチームの体制

1) 組織及び各担当の役割

緊急時モニタリングチームの組織及び各担当の役割は、以下のとおりである。また、災害対策本部における緊急時モニタリング体制については、別紙1に示す。



	役割等
リ ー ダ ー	・ 緊急時モニタリングチームの指揮総括
副 リ ー ダ ー	・ リーダー補佐 ・ リーダー不在の場合、リーダー代行
企 画 調 整 担 当	・ EMC、県災害対策本部等との連絡調整 ・ 緊急時モニタリング実施計画に基づく実施調整 ・ モニタリングの班編成 ・ モニタリング要員・資機材・車両の管理、調整 ・ モニタリング要員の被ばく管理、資機材の汚染管理 ・ 必要物資の調達等の庶務業務 ・ 県独自モニタリングの実施内容（指示書）の作成
情 報 収 集 管 理 担 当	・ 測定分析担当の測定結果の取りまとめ ・ 固定型及び可搬型モニタリングポスト（以下「モニタリングポスト等」という。）のデータの収集、整理（福井県及び滋賀県並びに原子力事業者等が設置するモニタリングポスト等も含む。） ・ 各種情報（飲食物検査状況、放出源情報、気象情報等）の収集、整理
測 定 分 析 担 当	・ サーベイメータによる測定 ・ 可搬型モニタリングポストの設置、回収 ・ 大気中放射性ヨウ素試料の採取、測定 ・ 環境試料の採取、測定

2) 要員

標準的な緊急時モニタリングチームの要員を以下のとおりとし、必要に応じて更新する。

担当名	所 属	人数	設置場所
企画調整担当	○環境管理課 3名 ^{※1}	4名	環境管理課
	危機管理部 1名		
情報収集管理担当	○環境管理課 2名 ^{※1}	7名	環境管理課
	生活衛生課 1名		
	薬務水道課 1名		
	農政課 1名		
	県産材流通課 1名		
	水道企業課 1名		
測定分析担当 〔測定・採取班〕 (空間放射線量率計測等)	岐阜地域環境室 6名	42名 ^{※2}	各現地機関
	西濃県事務所 8名		
	揖斐県事務所 6名		
	可茂県事務所 4名		
	中濃県事務所 6名		
	東濃県事務所 2名		
	恵那県事務所 4名		
	飛騨県事務所 6名		
測定分析担当 〔分析班〕 (環境試料検査等)	保健環境研究所 他	状況に応じて 設定	

※1 所属欄の「○」は、緊急時モニタリングチームの担当の統括を示す。

※2 空間放射線量率の定点モニタリングは、1ルート1班2名、合計19班38名体制、環境試料の採取は、1班2名、合計2班4名体制（西濃、揖斐県事務所のみ）を想定
その他、必要に応じて市町村へ協力を要請

(3) EMCの体制

EMCの要員は、緊急時モニタリングチームの要員が兼ねるものとする。緊急時モニタリングチームはEMCの一員として、EMC情報収集管理グループ情報共有システム等維持管理班及び測定分析担当岐阜県グループの業務を担うとともに、EMC企画調整グループ企画班へ1名を派遣する。なお、EMCの組織及び各担当の役割は別紙2に示す。

【EMCと緊急時モニタリングチームの要員対応表】

EMC			緊急時モニタリングチーム
企画調整グループ	企画班	=	環境管理課から1名派遣
情報収集管理グループ	情報共有システム等維持管理班	=	情報収集管理担当
測定分析担当 岐阜県グループ	総括・連絡班 [連絡担当]	=	企画調整担当
	測定・採取班 [総括担当]	=	測定分析担当 [測定・採取班]
	分析班	=	測定分析担当 [分析班]

5 緊急時モニタリング等の体制の整備

(1) モニタリング要員の動員体制の整備

人事異動等の状況を反映させた県内のモニタリング要員のリストを作成し、常に最新の状況に保つとともに、モニタリング要員に対して、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を行う。

(2) モニタリング資機材等の配備・維持管理

1) モニタリング資機材等の配備

緊急時モニタリングに使用する空間放射線量率や環境試料の放射性核種濃度を測定する設備・機器等の配備にあたっては、シミュレーション結果及び県固有の地理的条件を踏まえ、県全域を対象とした配備に加え、UPZ及び対策強化地域へ重点配備を行う。

また、モニタリング資機材等の配備状況については、別に年度毎にとりまとめる。

2) モニタリング資機材等の維持管理

サーベイメータ等の可搬型放射線測定機器、通信機器、防護資機材等は、業務目的に合わせ、あらかじめ定めた場所に分類して保管するなど、円滑な運用に備える。なお、配備された防護資機材等は毎年在庫確認を行い、使用損耗等により防護資機材等の保有数量が配備数量に満たない場合には、補充を行う。

また、空間放射線量率や環境試料中の放射性核種濃度等を測定する設備・機器は、常に正常な状態で使用できるよう、定期的に校正及び保守点検を行う。

(3) モニタリングに必要な関連情報・資料の整備

空間放射線量率の測定地点や環境試料の採取候補地点等、緊急時モニタリングを円滑に実施するうえで必要な関連情報・資料を整備するとともに定期的に見直しする。

1) 緊急時モニタリングに係る基礎資料

- ・固定型モニタリングポスト等各種測定機器配置図
- ・モニタリングルート図（拡大版、縮小版、ポケットサイズ等）
- ・環境試料採取地点図 等

2) 平常時モニタリングデータ

- ・固定型モニタリングポスト等の平常時のデータ
- ・環境試料の平常時のデータ
- ・上記2項目に係る測定日時及び気象状況データ 等

3) その他

- ・UPZ及び原子力災害対策強化地域地図
- ・上記地域における避難所情報
- ・上記地域における人口、世帯数
- ・上記地域における気象情報
- ・上記地域における道路の整備状況
- ・近隣原子力施設情報 等

6 緊急時の対応

(1) 初期対応段階のモニタリングの概要

初期対応段階のモニタリングは、O I Lに基づく防護措置の実施の判断に必要な項目のモニタリングを優先して行うこととしており、事態の進展に応じた活動の概要は以下のとおりである。

事態の進展		E M C の活動	緊急時モニタリングチームの活動
事態区分	事象の例		
情報収集 事態	近県（福井県、石川県、静岡県）の原子力事業所の立地市町で震度5弱、5強の地震が発生したとき		・要員参集 ・平常時モニタリングの継続 ・モニタリングポスト等の稼働状況及び測定結果の確認 ⇒ 異常時は修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡（以降同様）
警戒事態	近県に所在する原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったとき	・E M C の設置準備	・災害情報集約センターの設置 ・要員参集、E M C への要員派遣の準備^{※1} ・緊急時モニタリングの準備 ・E M C との通信機器等の確認^{※1} ⇒ 異常時は修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡（以降同様）
施設敷地 緊急事態 （原災法 10 条通報）	・近県に所在する原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき ・県知事が必要と認めたとき	・E M C の設置 ・緊急時モニタリング実施計画の策定 ・緊急時モニタリングの開始	・緊急時モニタリングチームの設置 ・要員参集、E M C へ要員を派遣^{※1} ・緊急時モニタリングの開始
全面緊急 事態 （原災法 15 条通報）	・県の地域の一部が原災法第 15 条第 2 項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき ・県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、近県に所在する原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき ・県知事が必要と認めたとき 放射性物質の放出 放射性物質放出の停止	・定点モニタリング、走行サーベイ等の実施準備 ・大気中の放射性物質濃度の測定の実施 ・U P Z 内の水源から供給される飲料水（蛇口水）の採取^{※2} ・分析の実施 ・定点モニタリング、走行サーベイの実施 ・環境試料の採取・分析の実施 ・U P Z 外の航空機モニタリングの実施^{※3}	・定点モニタリング、走行サーベイ等の実施準備 ・大気中の放射性物質濃度の測定の実施 ・E M C の活動に支障のない範囲で必要に応じて独自モニタリングを実施 〔 定点モニタリング、走行サーベイの実施 環境試料の採取・分析の実施 〕 ＜0.5 μ Sv/h 超の地域＞ ・飲食物の採取・分析の実施状況の把握、情報収集

※1 福井県（敦賀市及び美浜町を除く。）、石川県又は静岡県に立地する原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったときは、E M C への参集は不要

※2 飲料水（蛇口水）の採取は、揖斐川町が実施（県から揖斐川町へ指示）

※3 U P Z 外の航空機モニタリングは、国が実施

（２）情報収集事態発生時の対応

情報収集事態は、原子力施設からの放射性物質の放出の有無を確認する段階であり、平常時のモニタリングを継続する。なお、県、福井県、滋賀県、京都府及び原子力規制庁においてモニタリング情報を一元的に共有するモニタリング情報共有システムその他、岐阜県環境放射線モニタリングシステム、岐阜県放射線ネットワークシステムの各システム（以下「放射線関係システム」という。）や固定型モニタリングポスト等に自然災害等の影響による異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。

情報収集事態発生時の参集要員及び業務については、以下のとおりである。

参集要員の業務（環境管理課：１名）
・危機管理政策課原子力防災室（勤務時間外は宿日直者）から電話連絡を受け、環境管理課に参集 ・平常時モニタリングの継続 ・放射線関係システム及び固定型モニタリングポスト等の稼働状況を確認し、自然災害等の影響により機器の異常が確認された場合には、直ちに維持管理業者（資料編１参照）に修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡 ・揖斐川坂内測定局の異常が確認され、その速やかな機能回復が困難な場合には、測定局近傍に可搬型モニタリングポストを設置するよう揖斐県事務所に指示 ・揖斐川坂内測定局への電気の供給が停止し自家発電装置が作動している場合には、運転時間に応じて燃料（軽油）の補給又は測定局近傍への可搬型モニタリングポストの設置を揖斐県事務所に指示（燃料タンク満容量（１９８Ｌ）での自家発電装置の連続運転可能時間：約７３時間） ・県内の空間放射線量率の測定値のほか、モニタリング情報共有システムにより福井県における測定値を確認するとともに、可搬型モニタリングポストを設置した場合には、その測定値がモニタリング情報共有システムに反映されていることを確認

モニタリング情報共有システム(ラミセス:RAMISES)

- ・原子力発電所等の原子力施設で事故等が発生した場合に備え、福井エリア２県（福井県、岐阜県）が実施しているモニタリングのデータを国及び２県で共有
- ・平成２６年度に国がモニタリング情報共有システムを構築し、福井エリアで導入



（３）警戒事態発生時の対応

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階であり、施設敷地緊急事態に至った際に備え、モニタリング結果を含む情報の収集・連絡体制を整えるとともに、緊急時モニタリングの準備を開始する。なお、放射線関係システム及び固定型モニタリングポスト等に自然災害等の影響による異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。

警戒事態発生時の参集要員及び業務については、以下のとおりである。

災害情報集約センター参集要員の業務 （環境管理課：２名）	EMC派遣要員の業務※ （環境管理課：１名）	支部参集要員の業務※ （揖斐県事務所：各２名）
・情報収集事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、環境管理課に参集 ・揖斐川坂内測定局における空間放射線量率等データ収集頻度を上げる ・EMCの立上げに備え、TV会議システム等	・情報収集事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、環境管理課に参集 ・県内の環境放射線等の状況を把握	・情報収集事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、県事務所に参集 ・環境管理課参集要員へ参集済みの旨、FAX及び電話で報

のEMCとの通信機器の稼働状況を確認 ・異常発生時には、直ちに維持管理業者（資料編1参照）に修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡 ・揖斐県事務所の要員参集状況を把握のうえ、必要に応じ可搬型モニタリングポストの設置をFAX及び電話で指示〔様式2〕 ・可搬型モニタリングポスト設置の旨、電話連絡があり次第、モニタリング情報共有システムに反映されていることを確認し回答 ・モニタリングに必要な関連情報・資料等の配備 ・その他、情報収集事態発生時の対応と同様	・施設敷地緊急事態発生時に直ちにEMCに向けて出発できるよう準備	告〔様式1〕 ・環境管理課からの指示に基づき、可搬型モニタリングポストを設置し、災害情報集約センター（環境管理課）へ携帯電話で連絡
---	----------------------------------	--

※ 福井県（敦賀市及び美浜町を除く。）、石川県又は静岡県に立地する原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったときは参集不要

（４）施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の対応

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が発生している段階であり、事態の進展を把握するための緊急時モニタリングを行う。

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が発生している段階であり、施設敷地緊急事態に引き続き緊急時モニタリングを行い、防護措置の判断に必要な空間放射線量率等の情報を速やかに入手する。

国は、原子力災害が発生した地区の福井県原子力防災センター等にEMCを設置し、緊急時モニタリング実施計画を策定するとともに、緊急時モニタリングを速やかに開始する。緊急時モニタリングチームは、国の統括の下でEMCの一員としてEMCの各構成機関と密接に連携して緊急時モニタリングを実施するとともに、これに支障のない範囲で必要に応じて独自モニタリングを実施する。

また、福井県、滋賀県、原子力事業者及び関係指定公共機関とともに、EMC構成要員の派遣及び資機材の提供を行う。

なお、初期段階の緊急時モニタリングについては、放射線関係システム等の情報からブルーム（気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団）が飛来していないことを確認したうえで指示する。モニタリング実施中にブルームの飛来が確認された場合には、必要に応じてモニタリングを中止し、速やかに帰庁するよう指示する。

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時に実施する緊急時モニタリングの測定項目、測定場所等、並びに参集要員及び業務については、以下のとおりである。

１）緊急時モニタリングの測定項目、測定場所等

ア 空間放射線量率

① 固定型モニタリングポスト等

県内12カ所の固定型モニタリングポスト等（測定上限：10 μ Sv/h、揖斐川坂内測定局のみ100mSv/h）による24時間連続での空間放射線量率の自動測定を実施しており、引き続き監視を継続する。

なお、測定場所等は、2（１）１）のとおりである。

② 可搬型モニタリングポスト

揖斐川坂内測定局に異常があり、その速やかな機能回復が困難な場合等には、揖斐川坂内測定局の近傍に可搬型モニタリングポスト（測定上限：100mSv/h）を設置し、空間放射線量率の連続測定を行う。緊急時において、揖斐川坂内測定局が正常に稼働している場合は、必要に応じて、以下の候補地点から設置場所を選定して活用を検討する。

なお、可搬型モニタリングポストの測定データは、モニタリング情報共有システムにより収集する。

設置候補場所	所在地	敦賀原発からの距離	備考
揖斐川坂内測定局	揖斐川町坂内川上 873	34 k m	破損等によりモニタリングポストが使用不能となった場合
揖斐川町坂内振興事務所	揖斐川町坂内広瀬 924	39 k m	
揖斐川町春日振興事務所	揖斐川町春日六合 3080	52 k m	
揖斐総合庁舎	揖斐川町上南方 1-1	58 k m	破損等によりモニタリングポストが使用不能となった場合
関ヶ原町役場	関ヶ原町大字関ヶ原 894-58	59 k m	破損等によりモニタリングポストが使用不能となった場合
池田町役場	池田町六之井 1468-1	61 k m	
垂井町役場	垂井町 1532-1	62 k m	
大垣市上石津地域事務所	大垣市上石津町上原 1380	66 k m	
西濃総合庁舎	大垣市江崎町 422-3	70 k m	破損等によりモニタリングポストが使用不能となった場合

③ モニタリングルートによる定点モニタリング

施設敷地緊急事態以降、事故発生の場所や事態の進展に応じて、予め定めた緊急時モニタリングルート候補からルートを選定のうえ、ルート上に設定した定点（全 19 ルート、約 180 地点；資料編 5 参照）において、NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ（TCS-171B 等；測定上限：30 μ Sv/h）で測定^{※1}を行う。

また、必要に応じて、西濃県事務所及び揖斐県事務所に配備しているラミセス端末（タブレット端末）、データロガー及びNaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ（TCS-171B 等）を使用してモニタリングルート上の走行サーベイ^{※2}を行う。

※1 空間放射線量率の測定にあたっての留意点

OIL1 や OIL2 等との比較に用いられる空間放射線量率は地上 1 m で測定した場合の空間放射線量率（周辺線量当量率）であるが、モニタリングポスト等の中には測定高さが異なるものもあり、これらによる測定結果を評価する際には、測定高さを考慮に入れて評価する必要がある。また、報告等の際には、測定結果と合わせて測定高さを伝達する必要がある。

※2 ラミセス端末を用いた走行サーベイ

モニタリング車内での測定となるため定点測定より精度は劣るが、広範囲の空間放射線量率の分布の状況を効率よく把握することが可能である。

イ 大気中の放射性物質の濃度の測定

① 大気中の全 β 放射能

大気中の放射性物質の濃度の時間的な変化を把握するため、揖斐川坂内測定局の大気モニタで全 β 放射能の測定を行う。大気モニタは、緊急時モニタリング実施計画に基づき遠隔操作で起動・停止させる。大気中の放射性物質をろり等と供にろ紙上に捕集し、10 分毎に全 β 放射能の測定を行う。

② 大気中の放射性ヨウ素濃度

大気中の放射性ヨウ素の時間的な変化を把握し、被ばく評価に資するために、揖斐川坂内測定局のサンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラで大気中の放射性ヨウ素の採取を行う。

サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラは、緊急時モニタリング実施計画に基づき遠隔操作で起動・停止させる。起動後、大気を一定時間（6 時間程度）捕集材に通過させることで、放射性ヨウ素を捕集し、自動で捕集材を交換することにより連続で採取を行

う。採取後の捕集材については、回収しゲルマニウム半導体検出装置を用いて核種分析を行う。

ウ 環境試料中の放射性核種濃度

① 土壌等中の放射性核種濃度

地上に沈着した放射性物質の拡がりの確認とその核種組成を把握するため、土壌等中の放射性核種濃度の測定を行う。

初期対応段階においては、まずO I L 2 ($20 \mu\text{Sv/h}$) を超える空間放射線量率が測定されたモニタリングポスト等の設置地点近辺の土壌を速やかに採取し、測定を行う。

② 飲料水中の放射性核種濃度（O I L 6に基づく飲食物中の放射性核種濃度の検査の開始前）

飲料水への放射性物質の影響を把握するため、U P Z 内にある水源から供給される飲料水を採取し、測定を行う。

なお、候補地点については、放射性物質の放出中はモニタリング要員の安全を確保する観点から蛇口水を、放射性物質の沈着後は浄水場等、地域代表性があり効率的に採取できる場所を選定する。

市町名	浄水場等名称 (所在地)	水道事業者名	水源	蛇口水採水場所
揖斐川町	川上簡易水道浄水場 (揖斐川町坂内川上字宮ノ高 1512)	揖斐川町	表流水	揖斐川町坂内川上地内

③ O I L 6に基づく飲食物中の放射性核種濃度

全面緊急事態に至り、外部への放射性物質の放出があり、空間放射線量率が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える地域においては、「原子力災害対策マニュアル（令和2年7月27日：原子力防災会議幹事会）」に則って、飲食物の検査計画の策定、実施について厚生労働省・農林水産省等の関係省庁から県に要請があることとされており、関係各部・各班は検査計画を策定し、検査を実施する。緊急時モニタリングチームは、その実施状況の把握、情報収集を行う。

エ 気象項目

風向・風速、降水等の気象項目は、県内の揖斐川坂内測定局、福井県内及び滋賀県内の一部の測定局並びに気象庁の気象観測所等で測定を実施しており、モニタリング情報共有システム及び気象庁ホームページ等で情報を収集する。

2) 業務内容

■ EMC派遣要員の業務

- ・ EMCへの派遣要員（環境管理課：1名）は、施設敷地緊急事態に至った段階でEMCに向けて直ちに出發
※交代要員が必要となった場合、さらに環境管理課から1名選任
- ・ EMCは、緊急事態が発生した原子力施設に応じて、次の対策拠点施設（オフサイトセンター）に設置

【業務内容】

○ EMC企画調整グループ企画班への参画

- ・ E R C（原子力規制庁緊急時対応センター）放射線班が福井県、滋賀県及び県の緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領を基に作成した緊急時モニタリング実施計画案について、現地状況等を踏まえて修正等を実施
- ・ E R C放射線班から送付された緊急時モニタリング実施計画に沿って緊急時モニタリングの具体的な内容を決定し、緊急時モニタリングの実施内容等を含む指示書及び緊急時モニタリングに必要な作業手順書（モニタリングルート、地点詳細図、測定・採取方法を記したもの等）を作成
- ・ 事故の進展によりモニタリング内容等の見直しが必要と判断した場合は、必要なモニタリングについて現地の立場から E R C放射線班へ提案
- ・ E R C放射線班が緊急時モニタリング実施計画の見直しを実施する際には、必要な知見を提供
- ・ 緊急時モニタリングの実施に要員、資機材等が不足している若しくは不足が見込まれる場合は、要員及び資機材等の追加動員リストを作成

【対策拠点施設の設置場所】

緊急事態が発生した原子力施設	現地対策拠点施設	隣接対策拠点施設
日本原子力発電(株)敦賀発電所	敦賀オフサイトセンター (福井県敦賀原子力防災センター) 敦賀市金山 99 号 11-4	美浜オフサイトセンター
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ		
関西電力(株)美浜発電所	美浜オフサイトセンター (福井県美浜原子力防災センター) 美浜町佐田 64 号毛ノ鼻 1-6	敦賀オフサイトセンター

■緊急時モニタリングチーム要員の業務

(担当欄の上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。)

担 当 事態の進展	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]	測定分析担当 [分析班]
	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有システム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班	測定分析担当岐阜県G 分析班
施設敷地緊急事態に該当する事象の発生	【要員の参集状況の確認】 警戒事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、環境管理課に参集	- 警戒事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、環境管理課に参集 - 各要員参集状況を把握し、企画調整担当へ連絡 [様式1]	- 警戒事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、各所属に参集 - 情報収集管理担当へ要員参集済みの旨、FAX及び電話で連絡 [様式1]	- 警戒事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、各所属に参集 - 情報収集管理担当へ要員参集済みの旨、FAX及び電話で連絡 [様式1]
EMC設置				
モニタリング実施計画の策定	異常の状況に応じて、災害情報集約センター及びEMCへ報告	【放射線関係システム等の稼働状況の確認】 - 放射線関係システム及びモニタリングポスト等の稼働状況を確認 - 異常発生時には、直ちに維持管理業者に連絡、状況を確認し、企画調整担当へ連絡		
	- モニタリング結果を災害情報集約センターへ報告 [様式9他] - 必要に応じてEMCへ報告	【モニタリングポストの測定値等の監視、取りまとめ】 - モニタリングポストの測定値、気象情報等を監視、定時に取りまとめ企画調整担当へ連絡 [様式9他] - 異常値と考えられる空間放射線量率の上昇等があった場合、直ちに機器の異常の有無を確認し、企画調整担当へ連絡 ※ 以降、継続して実施		
				【分析の準備】 環境試料を取り扱う前処理室や測定器等の汚染防止のため養生を実施

(担当欄の上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。)

担 当 事態の進展	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]	測定分析担当 [分析班]
	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有システム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班	測定分析担当岐阜県G 分析班
全 面 敷 地 緊 急 事 態 に 該 当 す る 事 象 の 発 生 放 射 性 物 質 の 放 出	【可搬型モニタリングポストの設置】 ・測定分析担当 [測定・採取班] (揖斐のみ) へ可搬型モニタリングポストの設置をFAX及び電話で指示 [様式2] ※ プルームの飛来がある場合には、状況に応じて指示	・可搬型モニタリングポストがモニタリング情報共有システムに反映されていることを確認し回答、企画調整担当へ設置完了の連絡	(揖斐のみ) ・指示書に従い、可搬型モニタリングポストを設置し、情報収集管理担当へ携帯電話で連絡	
	【大気モニタ、サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラの起動】 ・大気モニタ、サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラの起動を情報収集担当へ指示	・指示に従い、大気モニタ、サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラを起動 ・「放射線監視ネットワークシステム」に伝送・集約された大気モニタの測定結果を定時に取りまとめ企画調整担当へ連絡 [様式8-⑤]		

(担当欄の上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。)

担 当 事態の進展	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]	測定分析担当 [分析班]
	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有システム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班	測定分析担当岐阜県G 分析班
全面敷地緊急事態に該当する事象の発生 放射性物質の放出	【UPZ内の飲料水の採取・分析】 ・EMCの指示書及び作業手順書の内容を測定分析担当 [測定・採取班] へFAX及び電話で指示 (気象情報、活動地域の空間放射線量率等、必要情報があれば付記) [様式3] ・環境試料の分析項目、分析方法、分析の優先順位を測定分析担当 [分析班] へFAX及び電話で指示 [様式3] ※ プルーフの飛来がある場合には、状況に応じて飲料水 (蛇口水) の採取のみ揖斐川町に指示し、検体の回収、分析については後日実施 (別途指示) ・搬入予定時刻を測定分析担当 [分析班] へ連絡 ・測定分析担当 [分析班] の分析進捗状況を把握し、必要に応じて要員、分析場所の追加等を調整・検討、県での対応が困難な場合にはEMCへ要請	・搬入予定時刻を企画調整担当へ連絡	・指示書に従い、環境試料の採取を実施、採取記録票等に記録、環境試料ラベルを検体に貼付 [様式6-①②] ・採取完了後、直ちに採取状況、搬入予定時刻を携帯電話で情報収集管理担当へ連絡 ・採取した環境試料を搬入し、採取記録票を添えて測定分析担当 [分析班] へ引渡し [様式6-①]	・分析指示の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供 ・搬入予定時刻の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供

(担当欄の上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。)

担 当 事 態 の 進 展	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]	測定分析担当 [分析班]
	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有システム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班	測定分析担当岐阜県G 分析班
放 射 性 物 質 放 出 の 停 止	・モニタリング結果を災害情報集約センター、薬務水道班及びEMCへ報告 [様式9 他]	・測定結果をモニタリングポスト等の測定値とともに定時に取りまとめ企画調整担当へ連絡 [様式8－③、様式9]		・採取記録票の写しを測定分析担当 [測定・採取班] に交付 [様式6－①] ・搬入された環境試料を指示書に従い前処理し、分析試料を作成 ・分析試料中の放射性核種濃度の測定後、測定結果等の情報を取りまとめ、情報収集管理担当へFAX及び電話で連絡 [様式6－①] ・測定が終了した環境試料・分析試料は、必要な期間、適切に保管、管理
	【空間放射線量率等の測定】 ・EMCの指示書及び作業手順書の内容を測定分析担当 [測定・採取班] へFAX及び電話で指示 (気象情報、活動地域の空間放射線量率等、必要情報があれば付記) [様式2] ・EMCの指示書の内容、県内の放射線の状況等を踏まえ、EMCの活動に支障とならない範囲で独自モニタリングを検討・立案し、測定分析担当 [測定・採取班] へFAX及び電話で指示 [様式2] ※ EMCからモニタリングの指示があった時点で、原則として県独自に県内全域の定点モニタリングを実施 ・モニタリング結果を災害情報集約センター及び飲食物検査を所管する関係各部へ報告 [様式9 他]	・測定結果をモニタリングポスト等の測定値とともに定時に取りまとめ企画調整担当へ連絡 [様式8－②、様式9]	・指示書に従い、サーベイメータによる測定を実施し、測定地点ごとに測定値等を携帯電話 (西濃・揖斐はラミセス端末でも可) で情報収集管理担当へ報告 ・全地点の測定が終了し、帰庁後、測定値等をFAX及び電話で情報収集管理担当へ連絡 [様式5]	

(担当欄の上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。)

担 当 事態の進展	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]	測定分析担当 [分析班]
	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有システム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班	測定分析担当岐阜県G 分析班
放射線物質 放出の停止	【サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラの捕集材の回収・分析】 作業手順書の内容を測定分析担当 [測定・回収班] へFAX及び電話で指示（気象情報、活動地域の空間放射線量率等、必要情報があれば付記） [様式4、様式7-②] ・搬入予定時刻を測定分析担当 [分析班] へ連絡 ・モニタリング結果を災害情報集約センター、EMCへ報告 [様式9他]	- 搬入予定時刻を企画調整担当へ連絡 - 測定結果を大気モニタの測定値とともに定時に取りまとめ企画調整担当へ連絡 [様式7-②、様式8-④、様式9]	- 指示書に従い、捕集材の回収を実施し、回収記録票等に記録 [様式7-①] - 回収完了後、直ちに回収状況、搬入予定時刻を携帯電話で情報収集管理担当へ連絡 - 回収した捕集材を搬入し、回収記録票を添えて測定分析担当 [分析班] へ引渡し [様式7-①]	- 分析指示の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供 - 搬入予定時刻の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供 - 回収記録票の写しを測定分析担当 [測定・採取班] に交付 [様式7-①] - 搬入された捕集材の放射性核種濃度を測定 - 放射性核種濃度の測定後、測定結果等の情報を取りまとめ、情報収集管理担当へFAX及び電話で連絡 [様式7-②]

(担当欄の上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。)

担 当 事態の進展	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]	測定分析担当 [分析班]
	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有システム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班	測定分析担当岐阜県G 分析班
放 射 性 物 質 放出の停止	【環境試料の採取・分析】 ・ EMCの指示書及び作業手順書の内容を測定分析担当 [測定・採取班] へFAX及び電話で指示 (気象情報、活動地域の空間放射線量率等、必要情報があれば付記) [様式3] ・ EMCの指示書の内容、県内の放射線の状況等を踏まえ、EMCの活動に支障とならない範囲で独自モニタリングを検討・立案し、測定分析担当 [測定・採取班] へFAX及び電話で指示 [様式3] ・ 環境試料の分析項目、分析方法、分析の優先順位を測定分析担当 [分析班] へFAX及び電話で指示 [様式3] ・ 搬入予定時刻を測定分析担当 [分析班] へ連絡 ・ 測定分析担当 [分析班] の分析進捗状況を把握し、必要に応じて要員、分析場所の追加等を調整・検討、県での対応が困難な場合にはEMCへ要請 ・ モニタリング結果を災害情報集約センター、EMCへ報告 [様式9他]	・ 搬入予定時刻を企画調整担当へ連絡 ・ 測定結果をモニタリングポスト等の測定値とともに定時に取りまとめ企画調整担当へ連絡 [様式8-③、様式9]	・ 指示書に従い、環境試料の採取を実施し、採取記録票等に記録、環境試料ラベルを検体に貼付 [様式6-①②] ・ 採取完了後、直ちに採取状況、搬入予定時刻を携帯電話で情報収集管理担当へ連絡 ・ 採取した環境試料を搬入し、採取記録票を添えて測定分析担当 [分析班] へ引渡し [様式6-①]	・ 分析指示の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供 ・ 搬入予定時刻の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供 ・ 採取記録票の写しを測定分析担当 [測定・採取班] に交付 [様式6-①] ・ 搬入された環境試料を指示書に従い前処理し、分析試料を作成 ・ 分析試料中の放射性核種濃度の測定後、測定結果等の情報を取りまとめ、情報収集管理担当へFAX及び電話で連絡 [様式6-①] ・ 測定が終了した環境試料・分析試料は、必要な期間、適切に保管、管理

(担当欄の上段は緊急時モニタリングチーム、下段はE M Cにおける担当を示す。)

担 当 事態の進展	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]	測定分析担当 [分析班]
	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有システム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班	測定分析担当岐阜県G 分析班
放 射 性 物 質 放出の停止	【モニタリング重点地域の検討】 ・県内の環境放射線の状況、国が行う航空機モニタリング結果等を踏まえ、E M C と調整のうえ、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域（モニタリング重点地域）を決定 ・モニタリング重点区域の決定について、災害情報集約センターへ報告 ・E M C の指示に基づきモニタリング重点地域のモニタリングを実施 ※ モニタリングの実施手順は、 【空間放射線量率等の測定】、 【環境試料の採取・分析】と同様			
	【モニタリング結果の再確認】 ・E M C から緊急時モニタリング結果の再確認の依頼があった場合、その内容を確認し、測定分析担当 [測定・採取班] 又は測定分析担当 [分析班] へ内容をF A X及び電話で伝達 ・再確認・再解析結果、その関連情報等を取りまとめ、E M C へ報告 ・必要に応じて災害情報集約センターへ報告	・再確認結果を取りまとめ、企画調整担当へ連絡	・再確認内容を確認し、測定結果の見直しを実施（必要に応じて事実確認や再解析等を実施） ・再確認結果を情報収集管理担当へF A X及び電話で連絡	・再確認内容を確認し、測定結果の見直しを実施（必要に応じて事実確認や再解析等を実施） ・再確認結果を情報収集管理担当へF A X及び電話で連絡

(5) モニタリング結果の確認及び公表

1) EMC設置前（警戒事態）におけるモニタリング結果の公表

固定型モニタリングポストの測定結果については、県ホームページを通じリアルタイムで公表しており、これを継続する。

なお、緊急時モニタリングチーム企画調整担当は、状況に応じ、随時、災害情報集約センターを通じて必要な情報をホームページ等で公表する。

2) EMC設置後（施設敷地緊急事態以降）におけるモニタリング結果の確認及び公表

ア 緊急時モニタリング結果等の妥当性の確認

緊急時モニタリング結果（EMCが行うもの。以下同じ。）は、EMCが、不適切な測定又は処理若しくは機器の異常等による不適切なデータを排除し、測定の妥当性を確認する。

妥当性の確認を行った緊急時モニタリング結果については、EMCから国の原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部に現地の情報を付与し報告する。

また、独自モニタリングの結果については、緊急時モニタリングチーム企画調整担当が、測定の妥当性を確認する。

イ 緊急時モニタリング結果等の公表

EMCから報告を受けた国の原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部は、緊急時モニタリング結果を速やかに解析・評価し、迅速に公表することとしている。

緊急時モニタリングチーム企画調整担当は、国の原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部が解析・評価した結果について、EMCを通じて速やかに入手し、関係機関と情報共有を図るとともに、状況に応じ、随時、災害情報集約センターを通じて必要な情報をホームページ等で公表する。

また、独自モニタリング結果については、緊急時モニタリングチーム企画調整担当が、状況に応じ、随時、災害情報集約センターを通じて必要な情報をホームページ等で公表する。

なお、モニタリング結果等の公表の際には、緊急時モニタリングチーム企画調整担当は、住民等にもわかりやすく伝えられるようEMCと必要な調整を行う。

(6) 緊急時モニタリング要員の被ばく管理等

1) 被ばく管理方法

放射性物質による被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する緊急時モニタリング要員の具体的な被ばく管理方法は以下のとおりである。

なお、空間放射線量率測定及び環境試料の採取等の実施にあたっては、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を受けた職員を含む2名以上を1チームとして実施する。

（上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。）

企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]
測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当]	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班
【個人被ばく線量の管理】 ・放射性物質による被ばく又は汚染の可能性のある場所で活動する緊急時モニタリング要員に個人被ばく線量計を携帯するよう指示 [様式2、3]	・各要員の個人被ばく線量を取りまとめ、企画調整担当へ連絡 [様式11]	・活動期間中の個人被ばく線量を測定し、業務終了後、情報収集管理担当に連絡 [様式10]

(上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。)

企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]
測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班 [連絡担当]	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班
個人被ばく線量が、被ばく管理基準値を超過するおそれがある等、緊急時モニタリングの実施に支障がある要員がいる場合には、当該要員を緊急時モニタリング用務から外し、代替要員の確保を検討・調整		
【活動の中止、退避の指示等】 現地の状況を踏まえ、緊急時モニタリング要員の安全確保が難しい状況に至った又はそのおそれがあると判断した場合は、屋外で活動する緊急時モニタリング要員に対して活動の中止及び退避を指示		企画調整担当からの指示の他、自身の安全の確保が難しいと判断した場合は、速やかに活動を中止し、退避

2) 被ばく管理基準

放射線防護の観点から、緊急時モニタリング要員の活動期間中の外部被ばく線量は、実効線量 50mSv を上限とする。

3) 被ばく防止対策

緊急時モニタリングチーム企画調整担当は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所で活動する緊急時モニタリング要員に対して、出勤時に防護服及び防護マスク等の着用又は携行、ヨウ素剤の携行を指示する。なお、ヨウ素剤の服用については、EMCの指示を受けて緊急時モニタリングチーム企画調整担当から指示する。

4) 機器の汚染防止対策

緊急時モニタリングに使用する機器については、表面汚染を防止するため、ビニール袋に入れるなど、必ず養生を行うものとする。

(7) 通報がない状態において県のモニタリングポストで $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の数値を検知した場合の対応

環境管理課は、通報がない状態において県が設置している固定型モニタリングポスト等で $5 \mu\text{Sv/h}$ (施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を行うべき数値) 以上を検知した場合は、直ちに機器の異常の有無等の状況を確認するとともに、機器の異常が認められない場合には、危機管理政策課原子力防災室に連絡する。

危機管理政策課原子力防災室は、国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者に確認を行う。

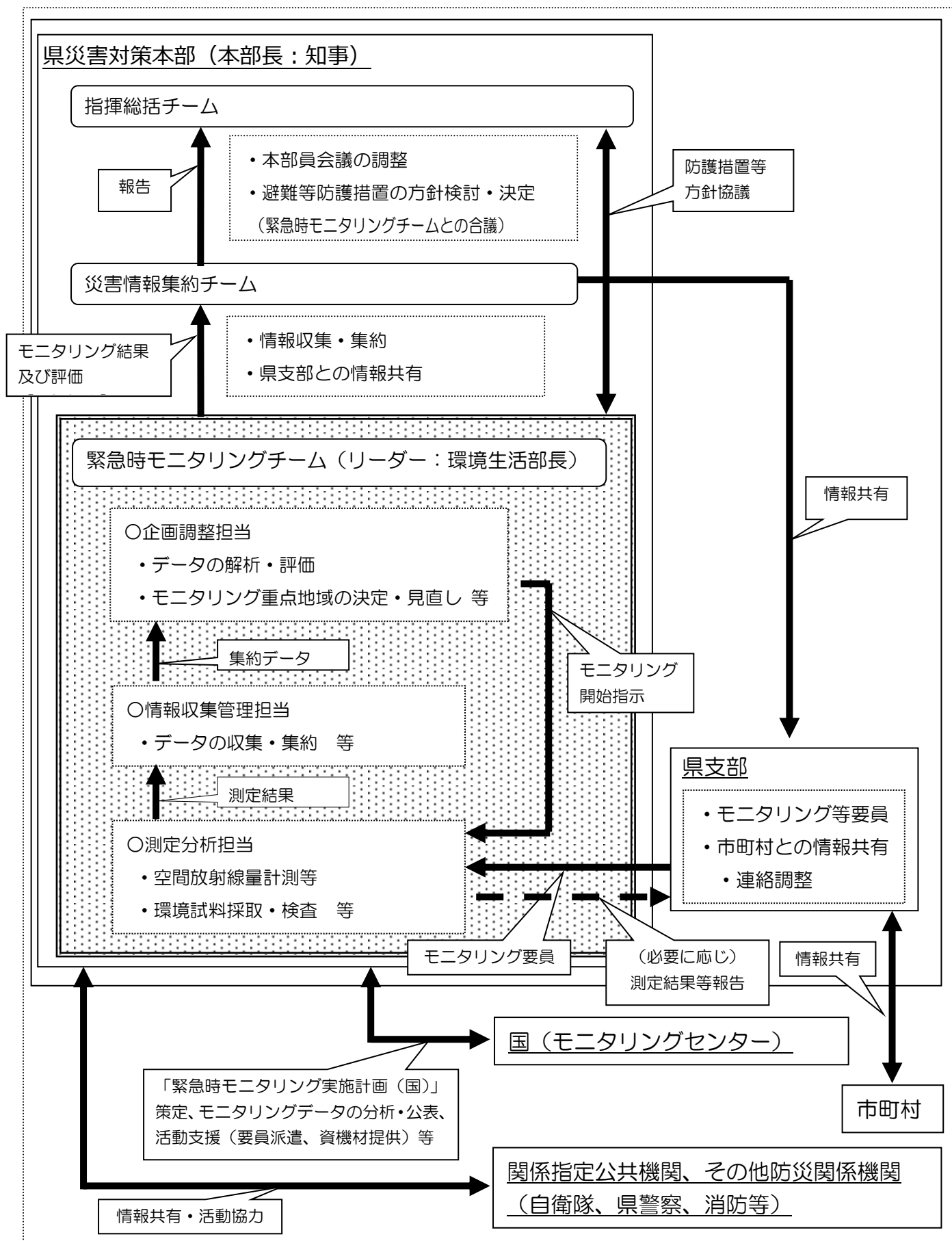
連絡を受けた国の原子力防災専門官は、直ちに現地の原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、危機管理政策課原子力防災室は、その結果について連絡を受け、関係機関への連絡等、必要な対応を行う。

7 その他

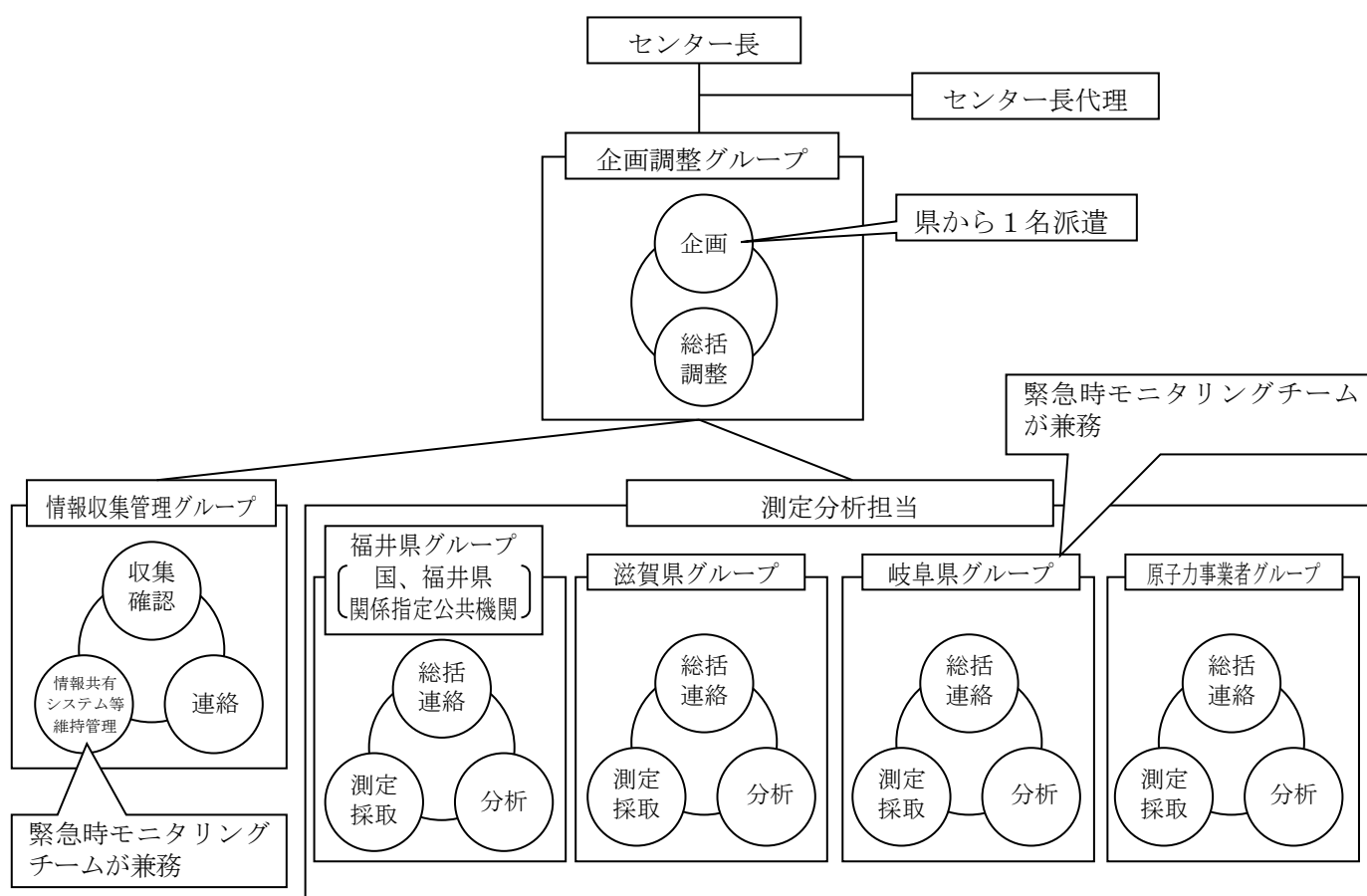
指針において「今後の検討課題」とされている以下の事項については、国による今後の検討結果を踏まえ、本マニュアルを適宜改定する。

- ・ OIL の初期設定値の変更の在り方
- ・ 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況への移行の考え方

別紙 1 緊急時モニタリング体制図



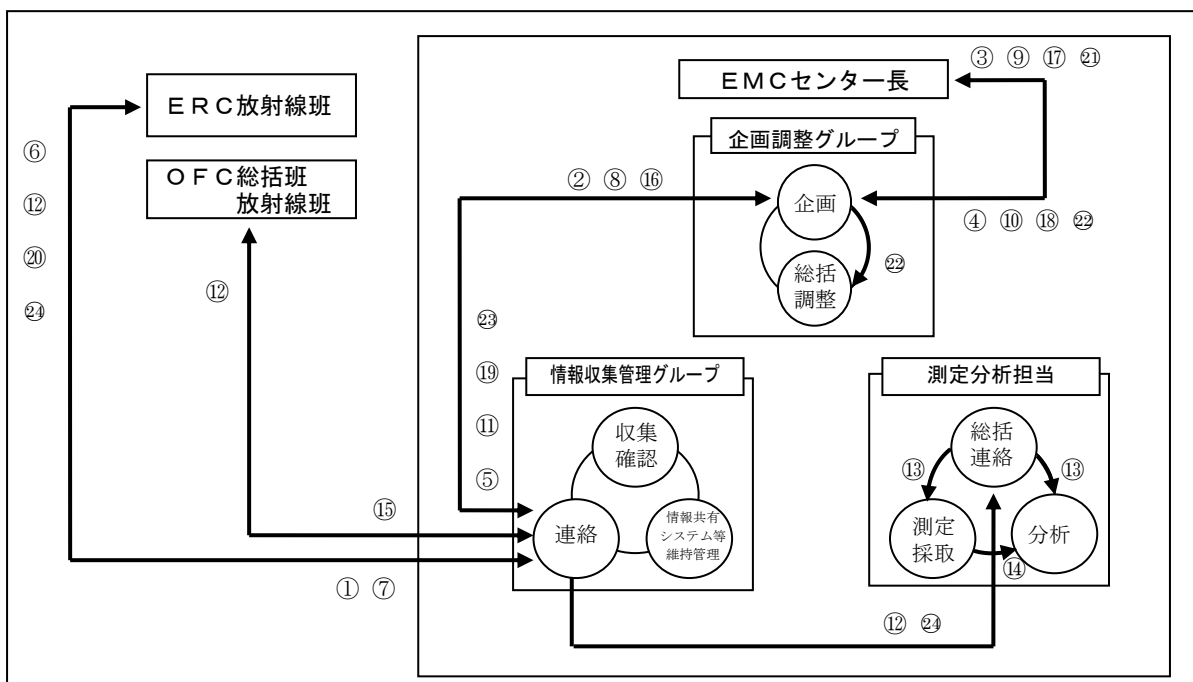
別紙 2－1 EMCの組織、各担当の役割



センター長（原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長又は規制庁長官官房監視情報課企画官）	
- 緊急時モニタリング実施の全体指揮 ※センター長が不在の場合は、以下の順でセンター長代理としてその職務を代行 ①原子力規制事務所上席放射線防災専門官 ②福井県原子力環境監視センター所長	
企画調整グループ	
企画班	- 緊急時モニタリング実施計画案の修正 - 指示書、作業手順書の作成 - 緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案 - ERC（国の対策本部）への動員要請リストの作成
総括・調整班	- EMC構成機関が行うEMC構成要員把握及び個人被ばく線量管理状況の収集 - EMCのすべての文書管理 - EMCの運営支援
情報収集管理グループ	
収集・確認班	- 緊急時モニタリング結果の整理 - 緊急時モニタリング結果の関連情報の整理 - 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 - モニタリング地点周辺状況・気象情報等の付与 - 妥当性確認における再確認

連絡班	・ E M C の活動内容の記録 ・ E R C 放射線班との情報伝達 ・ O F C （国の現地対策本部）放射線班との情報伝達 ・ E M C 内の情報伝達
情報共有システム等維持・管理班	・ 情報共有システム及びテレメータ等の監視・維持 ・ モニタリングポスト等の稼働状況の監視・維持 ・ 異常値への対応
測定分析担当	
総括・連絡班	・ チーム編成 ・ 指示書の共有及び測定、分析の指示 ・ 緊急時モニタリングに伴う関連情報の取りまとめ及び情報管理グループへの報告 ・ 分析班の分析進捗状況確認 ・ 屋外で活動する緊急時モニタリング要員のスクリーニング及び屋外で使用する資機材等の汚染管理 ・ E M C 情報収集管理グループからの再確認依頼の対応 ・ 緊急時モニタリング要員の安全管理
測定・採取班	・ 指示書に基づいた測定対象地点における空間放射線量率の測定及び指定地点における環境試料の採取の実施 ・ 空間放射線量率の測定結果等の報告 ・ 採取した環境試料の分析班への引き渡し ・ 緊急時モニタリング要員の被ばく管理
分析班	・ 作業場所及び測定器の汚染防止のための養生 ・ 採取した環境試料の前処理 ・ 分析試料の測定及び測定結果の報告 ・ 分析進捗状況の報告 ・ 環境試料の保管

別紙 2-2 EMCによる緊急時モニタリング業務フロー図（モニタリング実施等）

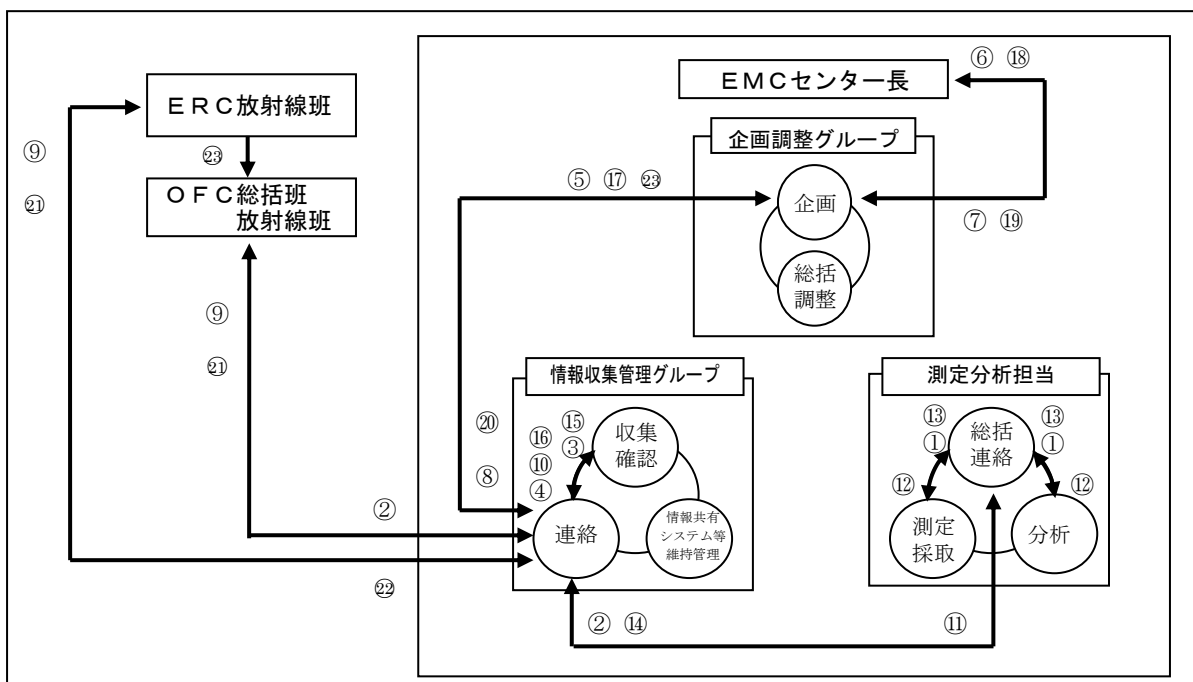


緊急時モニタリング実施計画の作成	ERC放射線班 緊急時モニタリング実施計画案をEMC情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ① ↓ 情報収集管理グループ 連絡班 ERC放射線班から送付された緊急時モニタリング実施計画案を受領し、企画調整グループ企画班へ送付する。 ② ↓ 企画調整グループ 企画班 地方公共団体の緊急時モニタリング計画、緊急時モニタリング実施要領等を基に現地状況に応じて同実施計画案の修正及び関連資料の添付等を行い、センター長へ送付する。 ③ ↓ センター長 企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング実施計画案等の確認を行い、承認する。 ④ ↓ 企画調整グループ 企画班 センター長が承認した緊急時モニタリング実施計画修正案等を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ⑤ ↓ 情報収集管理グループ 連絡班 緊急時モニタリング実施計画案をERC放射線班へ送付する。 ⑥ ↓ ERC放射線班 現地状況を踏まえ、緊急時モニタリング実施計画案をまとめ、原子力規制委員会の承認を得て緊急時モニタリング実施計画を決定する。
------------------	--

指示書の作成	E R C放射線班 緊急時モニタリング実施計画を、E M C情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ⑦↓ 情報収集管理グループ 連絡班 E R C放射線班から送付される緊急時モニタリング実施計画を受領し、企画調整グループ企画班へ送付する。 ⑧↓ 企画調整グループ 企画班 緊急時モニタリング実施計画に基づき、指示書案を作成するとともに、緊急時モニタリングに必要な作業手順書案（モニタリングカーの走行ルート等）を作成する。なお、指示書案及び作業手順書案の作成にあたっては、E M C構成機関の測定分析担当が取りまとめた個人被ばく線量記録及びE M C構成機関の被ばく管理基準を基に決定し、センター長へ送付する。 ⑨↓ センター長 企画調整グループ企画班から送付された指示書及び作業手順書案を承認する。 ⑩↓ 企画調整グループ 企画班 指示書及び作業手順書を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ⑪↓ 情報収集管理グループ 連絡班 指示書及び作業手順書を測定分析担当 総括・連絡班、E R C放射線班、O F C放射線班に連絡及び共有する。 ⑫↓ 測定分析担当 総括・連絡班 E R C放射線班 O F C放射線 指示書及び作業手順書を確認する。
緊急時モニタリングの実施	測定分析担当各グループ 総括・連絡班 測定分析担当の各グループ総括・連絡班は、指示書に従って、測定・採取班の担当要員を決定する。また、選抜された測定要員に対して、作業手順書に従って、モニタリングカーの走行ルート、サーベイメータの測定地点、分析試料の採取項目等を指示する。 また、指示書及び作業手順書に従って、分析班に分析方法、分析試料の優先順位等を指示する。 ⑬↓ 測定分析担当各グループ 測定・採取班 指示書及び作業手順書に従って、モニタリングカーの走行ルート、測定対象地点等における空間放射線量率の測定を実施する。 指示書及び作業手順書に従って、指定地点における分析試料の採取を実施し、採取した分析試料を採取記録表とともに測定分析担当分析班へ引き渡す。 ⑭↓ 測定分析担当各グループ分析班 測定・採取班が採取した分析試料を、指示書及び作業手順書で指示された分析方法によって前処理し、分析試料を測定する。
緊急時	O F C放射線班 気象情報、プラント情報等O F C機能班が収集した情報を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ⑮↓ 情報収集管理グループ 連絡班 O F C放射線班から送付された情報を企画調整グループ企画班に送付する。 ⑯↓

モニタリング実施計画の改訂	企画調整グループ 企画班 情報収集管理グループ連絡班より得られた現地情報、現地の知見を考慮して、事故の進展により、調査内容等の見直しが必要と判断した場合は、緊急時モニタリング実施計画改訂案を作成し、センター長へ送付する。 ⑰ ↓ センター長 企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング実施計画の改訂案を確認し、承認する。 ⑱ ↓ 企画調整グループ 企画班 緊急時モニタリング実施計画改訂案を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ⑲ ↓ 情報収集管理グループ 連絡班 企画調整グループ企画班が作成した緊急時モニタリング実施計画改訂案をＥＲＣ放射線班へ送付する。 ⑳ ↓ 以下、「緊急時モニタリング実施計画」に基づくＥＭＣ内の流れと同様
要員等の追加派遣	企画調整グループ 企画班 緊急時モニタリングの実施に要員、資機材等が不足している若しくは不足が見込まれる場合は、要員及び資機材の追加動員のリストを作成し、センター長へ送付する。 ㉑ ↓ センター長 企画調整グループ企画班から送付された動員要請リストを確認し、承認する。 ㉒ ↓ 企画調整グループ 企画班 承認された動員要請リストを情報収集管理グループ連絡班へ送付するとともに、企画調整グループ総括・調整班と共有する。 ㉓ ↓ 情報収集管理グループ 連絡班 承認された動員要請リストをＥＲＣ放射線班へ送付し、追加派遣を要請する。 ㉔ ↓ ＥＲＣ放射線班 動員リストを確認し、予め策定される動員計画に基づいて動員する。 企画調整グループ 総括・調整班 関係周辺都道府県及び原子力事業者の測定分析担当 総括・連絡班 ＯＦＣ内ＥＭＣ及び所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者の測定分析担当に追加派遣される要員の受け入れ態勢を整える。

別紙 2-3 EMCによる緊急時モニタリング業務フロー図（モニタリング結果収集等）



緊急時モニタリング結果の収集・確認

測定分析担当 測定・採取班

各測定地点の空間放射線量率の測定が終了した時点で、速やかに情報共有システム又は電話を用いて測定結果を連絡し、次の測定地点へ移動する。

すべての測定・採取が終了後、現地情報等を関連情報として取りまとめ、測定分析担当総括・連絡班へ送付する。

測定分析担当 分析班

分析試料の放射性核種濃度測定が終了した時点で、速やかに情報共有システム等を用いて測定結果を送信し、次の測定を行う。

すべての測定が終了後、測定に係る情報等を関連情報として取りまとめ、測定分析担当総括・連絡班へ送付する。

①↓

測定分析担当 総括・連絡班

測定分析担当測定・採取班及び分析班から送付された関連情報を取りまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

OFC放射線班

OFC各機能班から収集した現地情報（気象情報、プラント情報等）をまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

②↓

情報収集管理グループ 連絡班

測定分析担当 総括・連絡班から送付された関連情報及びOFC放射線班から送付された現地情報を情報収集管理グループ収集・確認班へ送付する。

③↓

情報収集管理グループ 収集・確認班

情報収集管理グループ収集・確認班は、関連情報、現地情報等を用いて測定器の故障の有無等を含めた妥当性確認を行う。

妥当性確認した緊急時モニタリング結果及びその関連情報等を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

④↓

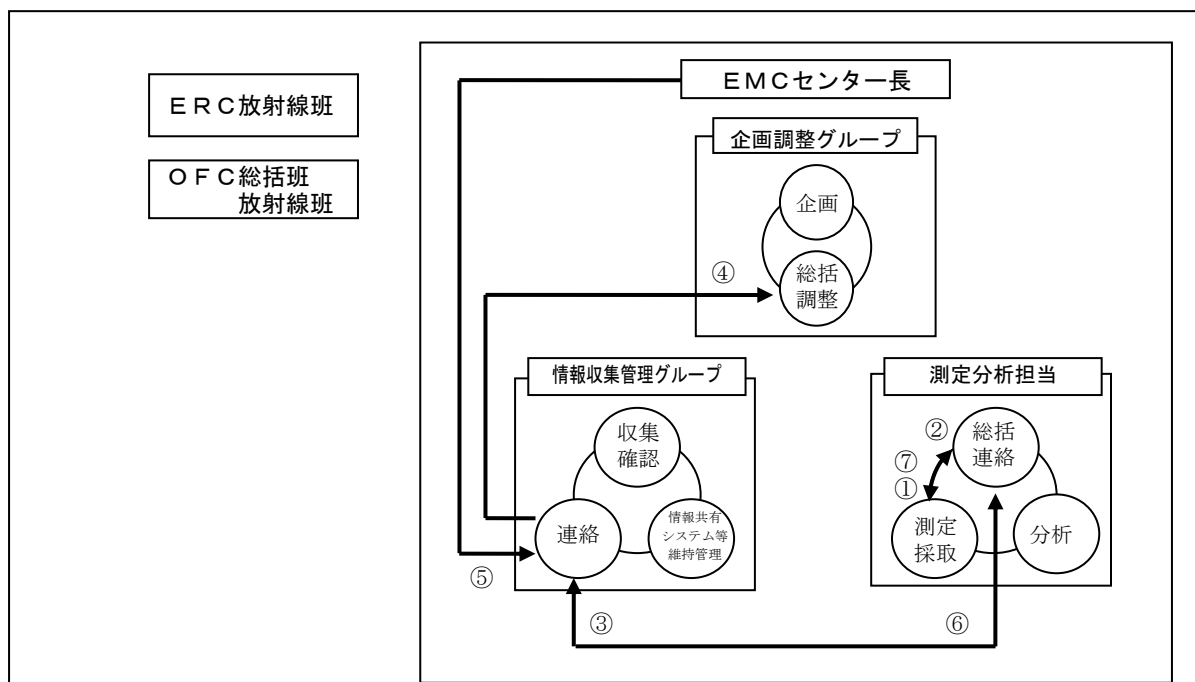
情報収集管理グループ 連絡班

妥当性確認された緊急時モニタリング結果及びその関連情報、現地情報等を企画調整グループ企画班へ送付する。

緊急時モニタリング結果の収集・確認	⑤↓ 企画調整グループ 企画班 情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情報等を確認し、センター長へ送付する。 ⑥↓ センター長 企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情報等を確認し、承認する。 ⑦↓ 企画調整グループ 企画班 センター長が承認した緊急時モニタリング結果等を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ⑧↓ 情報収集管理グループ 連絡班 企画調整グループ企画班からセンター長の承認を得られた緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情報等をE R C放射線班及びO F C放射線班へ送付する。 ⑨↓ O F C放射線班 情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報等を確認する。
再調査の確認	情報収集管理グループ 収集・確認班 測定分析担当の緊急時モニタリング結果に再確認の必要がある場合は、内容を取りまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ⑩↓ 情報収集管理グループ 連絡班 情報収集管理グループ収集・確認班が取りまとめた緊急時モニタリング結果の再確認内容を測定分析担当総括・連絡班へ送付する。 ⑪↓ 測定分析担当 総括・連絡班 情報収集管理グループ連絡班から送付された再確認内容を確認し、測定・分析担当測定・採取班又は測定分析担当分析班へ内容を伝達する。 ⑫↓ 測定分析担当 測定・採取班又は分析班 再確認内容を確認し現地で実施した空間放射線量率の測定結果又は分析試料の放射性核種濃度測定結果の見直しを行い、必要に応じて事実確認や再解析等を実施し、その結果を測定分析担当総括・連絡班へ送付する ⑬↓ 測定分析担当 総括・連絡班 測定分析担当測定・採取班又は測定分析担当分析班からの確認結果、再解析結果、その関連情報等を取りまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ⑭↓ 情報収集管理グループ 連絡班 測定分析担当総括・連絡班が取りまとめた確認結果、再解析結果、その関連情報等を情報収集管理グループ収集・確認班へ送付する。 ⑮↓ 情報収集管理グループ 収集・確認班 情報収集管理グループ連絡班から送付された確認結果、再解析結果、その関連情報等を用いて妥当性確認を行う。 妥当性を確認した緊急時モニタリング結果及びその関連情報を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ⑯↓

再調査の確認	情報収集管理グループ 連絡班 妥当性確認された緊急時モニタリング結果及びその関連情報を企画調整グループ企画班へ送付する。 ⑰ ↓ 企画調整グループ 企画班 情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及びその関連情報を確認し、センター長へ送付する。 ⑱ ↓ センター長 企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング結果及びその関連情報等を確認し、承認する。 ⑲ ↓ 企画調整グループ 企画班 センター長が承認した緊急時モニタリング結果等を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ⑳ ↓ 情報収集管理グループ 連絡班 企画調整グループ企画班からセンター長の承認を得られた緊急時モニタリング結果を測定結果として、その関連情報とともにＥＲＣ放射線班及びＯＦＣ放射線班へ送付する。 ㉑ ↓ ＯＦＣ放射線班 情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報等を所在都道府県及び関係周辺都道府県へ共有する。
緊急時モニタリング評価結果の共有	ＥＲＣ放射線班 ＥＭＣからの緊急時モニタリング結果を受領し、緊急時モニタリング結果の評価を行う。緊急時モニタリング結果及び評価結果を情報収集管理グループ連絡班及びＯＦＣ放射線班へ送付する。 ㉒ ↓ 情報収集管理グループ 連絡班 ＥＲＣ放射線班から緊急時モニタリング評価結果を受領後、緊急時モニタリング評価結果をＥＭＣ各グループへ共有する。 ㉓ ↓ ＯＦＣ放射線班 ＥＲＣ放射線班から送付された緊急時モニタリング結果及び評価結果を、ＯＦＣ各機能班へ送付する。 また、合同対策協議会での説明資料を作成するとともに、同協議会において所在都道府県、関係周辺都道府県及び関係市町村へ緊急時モニタリング評価結果を説明する。

別紙 2-4 EMCによる緊急時モニタリング業務フロー図（安全管理等）



個人被ばく線量管理	測定分析担当総括・連絡班 緊急時モニタリングを実施する測定分析担当測定・採取班の緊急時モニタリング要員に個人被ばく線量計及び安定ヨウ素剤を配布し携行させる。 ①↓ 測定分析担当測定・採取班 緊急時モニタリング要員は、緊急時モニタリング活動中は個人被ばく線量計を所定の位置に装着するとともに安定ヨウ素剤を携行する。 活動を終えた緊急時モニタリング要員は、個人被ばく線量計及び残った安定ヨウ素剤を返却するとともに、活動期間中の個人被ばく線量を記録し、測定分析担当総括・連絡班へ送付する。 ②↓ 測定分析担当総括・連絡班 緊急時モニタリング要員の活動中の個人被ばく線量を記録するとともに、要員が複数回の活動を実施している場合は、積算線量を計算する。 活動中の個人被ばく線量及び積算線量を取りまとめ保管するとともに、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。 ③↓ 情報収集管理グループ連絡班 測定分析担当総括・連絡班が取りまとめた、個人被ばく線量記録を企画調整グループ総括・調整班へ送付する。 ④↓ 企画調整グループ総括・調整班 測定分析担当総括・連絡班から送付された個人被ばく線量及び積算線量の結果を保管し、次の緊急時モニタリング活動を行う要員や追加動員を決める際の参考とする。
退避指示	センター長 センター長は、現地の状況を踏まえ、EMC構成要員の安全確保が難しい状況に至った際又は恐れがあると判断した場合は、測定分析担当総括・連絡班に屋外で活動する緊急時モニタリング要員に対して活動の中止及び退避指示を情報収集管理グループ連絡班に指示する。 ⑤↓

退 避 指 示	情報収集管理グループ連絡班 緊急時モニタリングの活動中止及び退避指示を各測定分析担当の各グループ総括・連絡班に速やかに連絡する。 ⑥↓ 測定分析担当総括・連絡班 センター長の指示に従い、屋外で活動する緊急時モニタリング要員に対して、緊急時モニタリング活動の中止を指示するとともに、退避を指示する。 ⑦↓ 屋外で活動する緊急時モニタリング要員 測定分析担当総括・連絡班からの指示に従い、緊急時モニタリング活動を中止し、速やかに退避する。ただし、退避については、屋外で活動する緊急時モニタリング要員自身が安全の確保が難しいと判断した場合は、速やかに退避する。
----------------------------	--

資料編

1	緊急連絡先一覧	39
2	各種様式	
様式 1	緊急時モニタリング要員参集状況連絡票	40
様式 2	緊急時モニタリング活動指示書（空間放射線量率・可搬型MP設置）	41
様式 3	緊急時モニタリング活動指示書（環境試料採取・分析）	42
様式 4	緊急時モニタリング活動指示書（サンプラチェンジャー付ヨウ素サンプラの捕集材回収・分析）	43
様式 5	サーベイメータによる空間放射線量率測定結果記録票	44
様式 6－①	環境試料採取記録票 兼 分析結果記録票	45
様式 6－②	環境試料ラベル	46
様式 7－①	サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラの捕集材回収記録表	47
様式 7－②	サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラの捕集材分析結果記録表	48
様式 8－①	緊急時モニタリング結果総括票	49
様式 8－②	サーベイメータによる空間放射線量率測定結果集計表	50
様式 8－③	環境試料採取・分析結果集計表	51
様式 8－④	大気モニタによる大気中の全β放射能測定結果集計表	52
様式 9	モニタリング結果の概要と評価	53
様式 10	個人被ばく管理票	54
様式 11	モニタリング要員被ばく管理票	55
3	放射線等監視体制図	56
4	緊急時モニタリングルート候補	
	緊急時の定点モニタリングの考え方	57
	岐阜県内モニタリングルート	58
	岐阜地域モニタリングルート	59
	西濃地域モニタリングルート	60
	揖斐地域モニタリングルート	61
	中濃地域モニタリングルート	65
	可茂地域モニタリングルート	67
	東濃地域モニタリングルート	69
	恵那地域モニタリングルート	71
	飛騨地域モニタリングルート	73
5	放射線量測定器の操作方法	
	シンチレーションサーベイメータ（TSC-171B）の取扱方法	75
	電子ポケット線量計（PDM-122型）の取扱方法	79
6	防護装備の装着方法	81

1 緊急連絡先一覧

連絡先	電話番号	F A X 番号	備考
県災害情報集約センター	058-268-1237	058-271-4119	
県環境管理課	058-272-8230 73-400-2-2985	058-278-2610	
岐阜地域環境室	058-272-1920 73-400-2-3240～3245	058-278-3524	
西濃県事務所	0584-73-1111(代表) 73-430-2-221～225	0584-74-9428	
揖斐県事務所	0585-23-1111(代表) 73-450-2-210～212	0585-22-1829	
中濃県事務所	0575-33-4011(代表) 73-490-2-213～216	0575-35-1492	
可茂県事務所	0574-25-3111(代表) 73-510-2-215～219	0574-25-3934	
東濃県事務所	0575-23-1111(代表) 73-530-2-212～218	0572-25-0079	
恵那県事務所	0573-26-1111(代表) 73-540-2-215～217	0573-25-7129	
飛騨県事務所	0577-33-1111(代表) 73-570-2-220～226	0577-33-1085	
防災交流センター	058-277-5380(代表)	058-277-5385	
関ヶ原町役場	0584-43-1111(代表)	0584-43-3122	
揖斐川町役場	0585-22-2111(代表)	0585-22-4496	
保健環境研究所	058-380-2100(代表)	058-371-5016	
岐阜地方気象台防災業務課	058-271-4108	058-271-4102	
(株)日立製作所 中部支社	0120-585-415 (保守連絡窓口)		岐阜県放射線ネットワークシステム
アロカ(株) 名古屋営業所	052-805-2660	052-805-2283	岐阜県環境放射線モニタリングシステム、可搬型モニタリングポスト
(公財)原子力安全技術センター	03-3814-7613	03-3814-7479	モニタリング情報共有システム(ラミセス)
原子力規制庁監視情報課	03-5114-2125	03-5114-2185	
原子力規制庁敦賀原子力規制事務所 (敦賀オフサイトセンター)	0770-25-8661	0770-25-8662	
原子力規制庁美浜原子力規制事務所 (美浜オフサイトセンター)	0770-37-2290	0770-37-2291	

2 各種様式

(様式1)

測定分析担当 → 情報収集管理担当

令和 年 月 日 時 分

緊急時モニタリング要員参集状況連絡票

所 属	
-----	--

No.	出動日時	職 名	氏 名
1	月 日 時 分		
2	月 日 時 分		
3	月 日 時 分		
4	月 日 時 分		
5	月 日 時 分		
6	月 日 時 分		
7	月 日 時 分		
8	月 日 時 分		
9	月 日 時 分		
10	月 日 時 分		
11	月 日 時 分		
12	月 日 時 分		
[備考]			

通信欄	発信者氏名	発信日時	受信者氏名
測定分析担当 → 情報収集管理担当			

緊急時モニタリング活動指示書 (空間放射線量率・可搬型モニタリングポスト設置)

- 41 -

企画調整担当 → 測定分析担当

令和 年 月 日 時 分

緊急時モニタリング活動指示書

(環境試料採取・分析)

【環境試料採取】

構 成 員	所 属		氏 名	過去累積線量 (mSv)
試料番号	採取試料名	採取地点		採取量
搬入場所				
防護具等の使用指示				
☐ 防護服着用 ☐ 防護マスク着用 ☐ ヨウ素剤服用 ☐ 個人被ばく線量計着用 ☐ 防護服携行 ☐ 防護マスク携行 ☐ ヨウ素剤携行 ☐ サーベイメータ携行 ☐ その他 ()				
指示・連絡事項				

【環境試料分析】

分析機関	
分析試料	上記のとおり
搬入方法	☐ 直接搬入 ☐ 宅急便 ☐ その他 ()
搬入予定日時	令和 年 月 日 時 分
分析機器	
対象核種	☐ ¹³¹ I ☐ ¹³⁴ Cs ☐ ¹³⁷ Cs ☐ その他 ()
試料の保管	☐ 分析機関保管 (保存処理実施) ☐ その他 ()
指示・連絡事項	

通信欄	発信者氏名	発信日時	受信者氏名
企画調整担当 → 測定分析担当 (採取担当)			
企画調整担当 → 測定分析担当 (分析担当)			

令和 年 月 日 時 分

緊急時モニタリング活動指示書

(サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラの捕集材回収・分析)

【捕集材回収】

構 成 員	所 属	氏 名	過去累積線量 (mSv)
回収地点	揖斐川坂内測定局		
回収捕集材番号	～		
回収捕集材個数			
捕集日時、捕集時間、積算流量	様式 7-②のとおり		
搬入場所			
防護具等の使用指示			
☐ 防護服着用 ☐ 防護マスク着用 ☐ ヨウ素剤服用 ☐ 個人被ばく線量計着用 ☐ 防護服携行 ☐ 防護マスク携行 ☐ ヨウ素剤携行 ☐ サーベイメータ携行 ☐ その他 ()			
指示・連絡事項			

【捕集材分析】

分析機関	
分析捕集材	上記のとおり
搬入方法	☐ 直接搬入 ☐ 宅急便 ☐ その他（ ）
搬入予定日時	令和 年 月 日 時 分
分析機器	ゲルマニウム半導体検出器
対象核種	☐ ¹³¹ I ☐ ¹³⁴ C s ☐ ¹³⁷ C s ☐ その他（ ）
指示・連絡事項	

通信欄	発信者氏名	発信日時	受信者氏名
企画調整担当 → 測定分析担当（採取担当）			
企画調整担当 → 測定分析担当（分析担当）			

サーベイメータによる空間放射線量率測定結果記録表

測定年月日		
測定者所属・氏名		
測定条件		天候: 測定高さ: 1m
サ メ イ タ	種	類
	型	式
	シリアル No(SN)	

[illegible]

測定及び平均値の単位は $\mu\text{Sv/h}$ (毎時マイクロシーベルト)

通信欄	発信者氏名	発信日時	受信者氏名
測定分析班→情報収集管理担当			

測定分析担当[測定・採取班] → 測定分析担当[分析班]

測定分析担当[分析班] → 情報収集管理担当
測定分析担当[測定・採取班]

環境試料採取記録票 兼 分析結果記録票

		試料番号			
採取担当者		所属・氏名			
		連絡先		TEL : FAX :	
採取試料名					
採取日時		令和 年 月 日 時 分			
採取場所					
採取量					
採取場所の 空間放射線 量率測定	測定機器			シリアルNo	
	測定条件	天候 : 測定高さ : 1 m		時定数	
	測定結果			平均値	$\mu\text{Sv/h}$
搬入方法		☐ 直接搬入 ☐ 宅急便 ☐ その他 ()			
分析担当への搬入日時 宅急便利用の場合は、分析班が到達日を記載		令和 年 月 日 時 分			
搬入担当者 採取担当者と同じ場合は記載不要 宅急便利用の場合は、発送担当者		所属・氏名			
		連絡先		TEL : FAX :	
受領担当者		所属・氏名			
		連絡先		TEL : FAX :	
特記事項		採取場所の詳細地点がわかる地図等を添付すること。			

分析担当者		所属・氏名				
		連絡先		TEL : FAX :		
分析日時		令和 年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分				
分析機器						
分析結果						
核種	^{131}I	^{134}Cs	^{137}Cs			
分析値 ()						
[検出下限値]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
特記事項						

通信欄 情報収集管理担当 測定分析担当[分析班] → 測定分析担当[測定・採取班]	発信者氏名	発信日時	受信者氏名

環 境 試 料 ラ ベ ル

		試料番号	
採取担当者	所属・氏名		
	連 絡 先	TEL :	FAX :
採取試料名			
採取日時	令和 年 月 日 時 分		
採取場所			
特記事項			

※ 採取試料の容器等に貼付すること。

測定分析担当[測定・採取班] → 測定分析担当[分析班]

サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプルの捕集材回収記録票

回収担当者	所属・氏名				
	連絡先	TEL :	FAX :		
回収捕集材番号	~				
回収捕集材個数					
回収日時	令和	年	月	日	時 分
搬入方法	☐ 直接搬入 ☐ 宅急便 ☐ その他 ()				
分析担当への搬入日時 宅急便利用の場合は、分析班が到達日を記載	令和	年	月	日	時 分
搬入担当者 採取担当者と同じ場合は記載不要 宅急便利用の場合は、発送担当者	所属・氏名				
	連絡先	TEL :	FAX :		
受領担当者	所属・氏名				
	連絡先	TEL :	FAX :		
特記事項					

通信欄 測定分析担当[測定・採取班] → 測定分析担当[分析班]	発信者氏名	発信日時	受信者氏名

(様式8-①)

緊急時モニタリング結果総括表 第〇報(/ :)

令和 年 月 日 分現在

(1) 気象情報収集結果

単位: $\mu\text{Sv/h}$

測定場所	測定項目	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	備考
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	
揖斐川坂内	風向										
	風速										
	降雨量										
.....	風向										
	風速										
	降雨量										

※ラミセス及び気象庁HPから風向き及び降雨に関する情報が掲載された地図情報を入手して添付

(2) 固定モニタリングポスト

単位: $\mu\text{Sv/h}$

【県内】

測定局	平常時	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	最大／最小	
		:	:	:	:	:	:	:	:		
防災交流センター(岐阜市)											
保健環境研究所(各務原市)[高さ:12m]											
西濃総合庁舎(大垣市)											
揖斐総合庁舎(揖斐川町)											
揖斐川町坂内川上地区内(揖斐川町)											
関ヶ原町役場(関ヶ原町)											
東濃総合庁舎(多治見市)											
中濃総合庁舎(美濃市)											
郡上総合庁舎(郡上市)											
恵那総合庁舎(恵那市)											
飛騨総合庁舎(高山市)											
下呂総合庁舎(下呂市)											

【福井県(敦賀エリア)】

測定局	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	最大／最小	
	:	:	:	:	:	:	:	:		
福井県・立石局										
福井県・浦底代替観測局										
福井県・敦賀局										
.....										

【福井県(もんじゅエリア)】

測定局	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	最大／最小	
	:	:	:	:	:	:	:	:		
福井県・白木局										
福井県・白木峠局										
もんじゅMP1										
もんじゅMP2										
もんじゅMP3										
もんじゅMP4										
もんじゅMS										
ふげんMP2										
松ヶ崎MS										

【福井県(美浜エリア)】

測定局	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	最大／最小	
	:	:	:	:	:	:	:	:		
福井県・丹生局										
福井県・竹波局										
福井県・坂尻局										
.....										

【滋賀県】

測定局	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	最大／最小	
	:	:	:	:	:	:	:	:		
余呉局										
西浅井局										
マキノ局										
.....										

(様式8-②)

サーベイメータによる空間放射線量率測定結果集計表

[illegible]

環境試料採取・分析結果集計表

[illegible]

大気モニタによる大気中の全 β 放射能測定結果集計表

測定地点	揖斐川坂内測定局
------	----------

[illegible]

測定分析担当 → 情報収集管理担当

令和 年 月 日

個人被ばく管理票

所属・氏名					
連絡先		TEL :		FAX :	
活動年月日		令和 年 月 日			
測定条件		①天候	□晴れ □曇り □雨 □雪		
		②その他			
No.	活動時間		活動場所		活動内容
1	時 分 ~ 時 分				
2	時 分 ~ 時 分				
3	時 分 ~ 時 分				
4	時 分 ~ 時 分				
5	時 分 ~ 時 分				
線量計		型式	管理番号		
活動前指示値①			μSv		
活動後指示値②			μSv		
被ばく線量 ③ (②-①)			μSv		
過去累積線量④			μSv		
累積線量 ⑤ (③+④)			μSv		
[備考]					
確認者		所属・氏名			

通信欄	発信者氏名	発信日時	受信者氏名
測定分析担当 → 情報収集管理担当			

(様式11)

モニタリング要員被ばく管理表

[illegible]

3 放射線等監視体制図

【空間放射線量の測定】

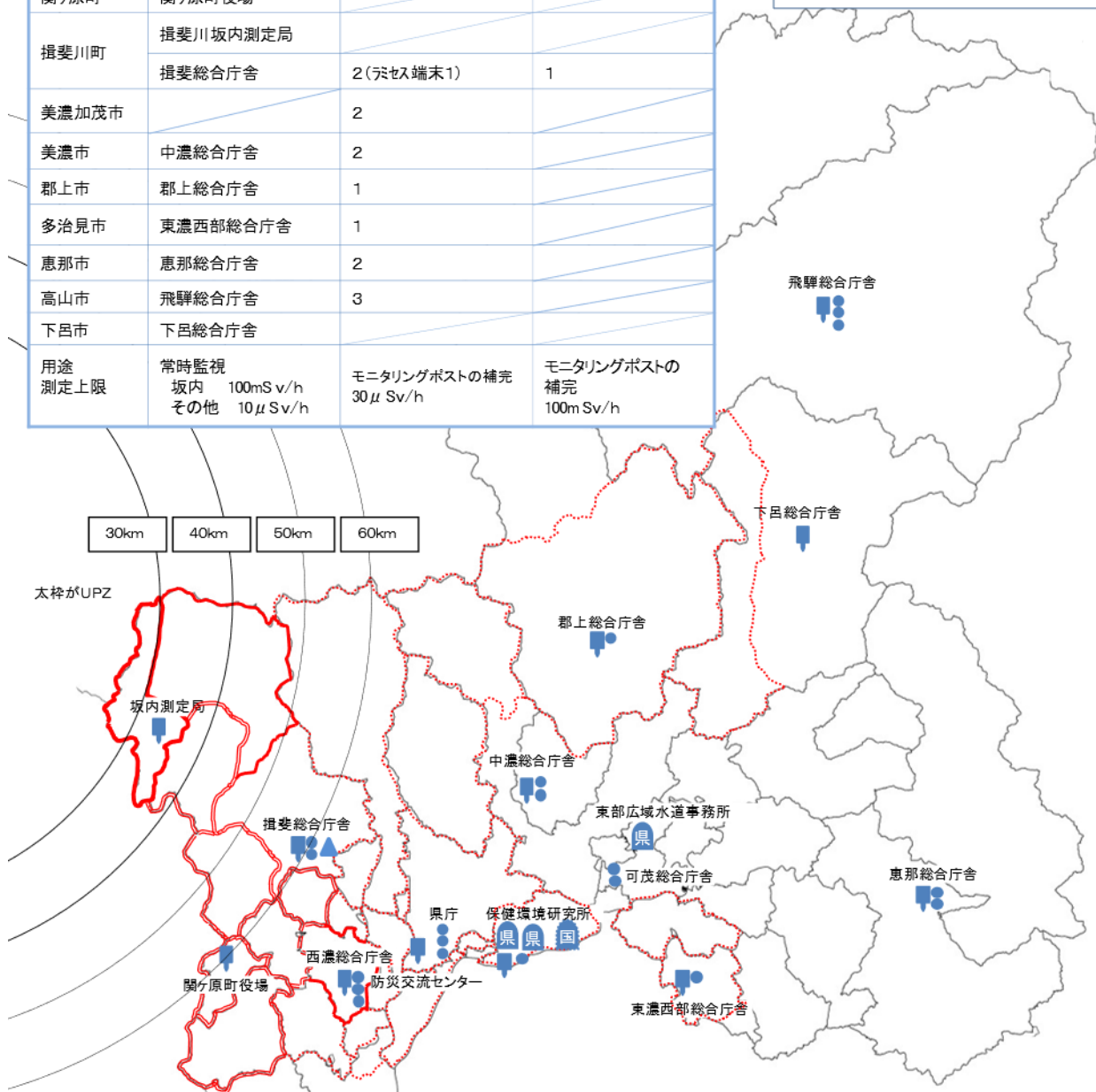
令和7年1月現在

設置場所	■モニタリングポスト MAR-22 11台 MAR-21AB00000096 1台	●可搬型サーベイメータ TCS171 19台 TCS166 1台	▲可搬型モニタリングポスト MAR-1561BR27 1台
岐阜市	防災交流センター	3	
各務原市	保健環境研究所	1	
大垣市	西濃総合庁舎	3(ファースト端末1)	
関ヶ原町	関ヶ原町役場		
揖斐川町	揖斐川坂内測定局		
	揖斐総合庁舎	2(ファースト端末1)	1
美濃加茂市		2	
美濃市	中濃総合庁舎	2	
郡上市	郡上総合庁舎	1	
多治見市	東濃西部総合庁舎	1	
恵那市	恵那総合庁舎	2	
高山市	飛騨総合庁舎	3	
下呂市	下呂総合庁舎		
用途 測定上限	常時監視 坂内 100mSv/h その他 10μSv/h	モニタリングポストの補充 30μSv/h	モニタリングポストの 補充 100mSv/h

○危機管理政策課所管分
・可搬型サーベイメータ
・電離箱式サーベイメータ 各11台

【設置場所】

岐阜県庁、西濃総合庁舎、揖斐総合庁舎、
揖斐川町役場、谷汲振興事務所、
春日振興事務所、久瀬振興事務所、
藤橋振興事務所、坂内振興事務所、
揖斐郡消防組合北分署、揖斐警察署



【原子力防災計画】

(1) 原子力災害対策重点地域UPZ(赤字太枠)

(2) 原子力災害対策強化地域

- ① 甲状腺等価線量が週50 mSv以上となる可能性地域(赤字二重線)
旧上石津町、垂井町、関ヶ原町、旧春日村、旧坂内村
- ② 実効線量が年間100 mSv以上となる可能性地域(赤字点線太)
旧大垣市、関ヶ原町、旧藤橋村、旧坂内村
- ③ 実効線量が年間20 mSv以上となる可能性地域(赤字点線細)
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、
笠松町、北方町、大垣市、旧平田町、養老町、垂井町、関ヶ原町、
神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、旧板取村、
旧可児市、旧八幡町、旧大和町、旧美並村、旧和良村、旧多治見市、
旧金山町、旧馬瀬村

【放射性ヨウ素の測定】

○放射性ヨウ素サンプラー、可搬型サーベイメータ (TCS172) 各2台
【設置場所】西濃総合庁舎、揖斐総合庁舎

【放射性核種測定】

国 県
ゲルマニウム半導体検出器 4台(水準1台、県3台)
【設置場所】保健環境研究所(各務原市)
東部広域水道事務所(美濃加茂市)

4 緊急時モニタリングルート候補

○緊急時の定点モニタリングの考え方

(1) 実施方法

○県地域ごとに、予め設定したモニタリングルートにより定点モニタリング

- ・ 1 ルート＝1 班 2 名体制でモニタリング

〔 岐阜：3 班 6 名、西濃：3 班 6 名、揖斐：2 班 4 名、可茂：2 班 4 名、
中濃：3 班 6 名、東濃：1 班 2 名、恵那：2 班 4 名、飛騨：3 班 6 名 〕

(2) モニタリング地点の数

○平成大合併前の旧市町村ごとにモニタリング地点数を設定

⇒旧市町村すべてに 1 地点を設定するほか、以下のとおり地点数の上積み等を実施

- ・ 可住面積 31.4 k m²を超えるごとに 1 地点上積み
- ・ 県の拡散シミュレーション結果を踏まえた上積み

①甲状腺等価線量 5 0 mSv／週以上又は実効線量 1 0 0 mSv／年以上：3 地点上積み

②実効線量 2 0 mSv／年以上：1 地点上積み

※固定モニタリングポストの設置がある場合には、1 地点減

(3) モニタリング地点の場所

○旧市町村ごとに、住居密集の状況、各地点の位置関係を総合勘案して設定

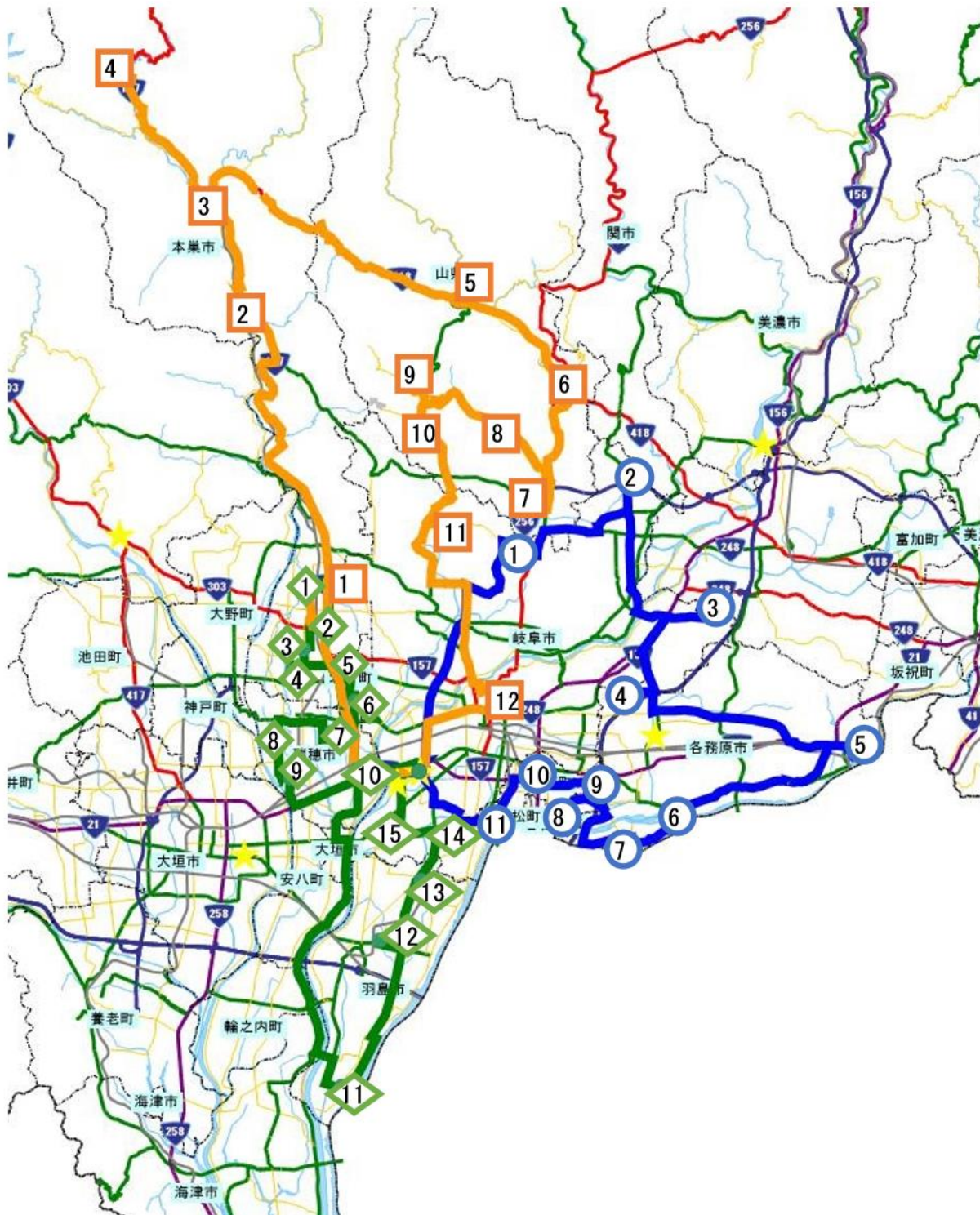
- ・ 1 地点目は、旧市町村役場
- ・ 2 地点目以降は、災害時の避難施設の中から、旧市町村内での住居密集の状況や各地点の位置関係を総合勘案

岐阜地域のモニタリングルート

- ・対象市町村：岐阜市（７）、羽島市（３）、各務原市（４）、山県市（６）、瑞穂市（４）、
本巣市（８）、岐南町（２）、笠松町（２）、北方町（２）
- ・モニタリングポスト：防災交流センター、保健環境研究所

ルート１	ルート２	ルート３
岐阜県庁 ↓（２８分） ①本巣市役所（本巣） ↓（２０分） ②日当公民館（本巣） ↓（ ７分） ③根尾分庁舎（根尾） ↓（１３分） ④能郷集会所（根尾） ↓（３３分） ⑤美山支所（美山） ↓（１１分） ⑥美山小学校（美山） ↓（１１分） ⑦山県市役所（高富） ↓（ ８分） ⑧高富北部地区多目的研修集 会センター（高富） ↓（ ８分） ⑨伊自良北小学校（伊自良） ↓（ ３分） ⑩伊自良支所（伊自良） ↓（１１分） ⑪方県小学校（岐阜） ↓（２７分） ⑫岐阜市役所（岐阜） ↓（１７分） 岐阜県庁	岐阜県庁 ↓（２７分） ①一色小学校（糸貫） ↓（ ６分） ②糸貫分庁舎（糸貫） ↓（ ４分） ③真正幼稚園（真正） ↓（ ４分） ④真正分庁舎（真正） ↓（ ９分） ⑤北方町役場（北方） ↓（ ６分） ⑥北方町立南学園（北方） ↓（８分） ⑦本田小学校（穂積） ↓（１１分） ⑧巣南庁舎（巣南） ↓（ ５分） ⑨南小学校（巣南） ↓（１０分） ⑩瑞穂市役所（穂積） ↓（２９分） ⑪羽島市老人福祉センター 羽島温泉（羽島） ↓（１３分） ⑫羽島市役所（羽島） ↓（ ８分） ⑬足近小学校（羽島） ↓（ ６分） ⑭柳津地域事務所（柳津） ↓（ ８分） ⑮岐阜聖徳大学（柳津） ↓（１１分） 岐阜県庁	岐阜県庁 ↓（２８分） ①岩野田中学校（岐阜） ↓（１６分） ②岐阜ファミリーパーク（岐阜） ↓（２３分） ③藍川東中学校（岐阜） ↓（１８分） ④尾崎小学校（各務原） ↓（２８分） ⑤鵜沼第三小学校（各務原） ↓（２２分） ⑥岐阜県広域防災センター（川島） ↓（ ８分） ⑦川島市民サービスセンター （川島） ↓（ ９分） ⑧下羽栗小学校（笠松） ↓（ ６分） ⑨平島町民センター（岐南） ↓（ ８分） ⑩岐南町役場（岐南） ↓（ ９分） ⑪笠松町役場（笠松） ↓（１５分） 岐阜県庁
移動時間合計３時間１７分 ＋モニタリング地点１２カ所 ×１０分 ⇒ ５時間１７分	移動時間合計２時間４５分 ＋モニタリング地点１５カ所 ×１０分 ⇒ ５時間１５分	移動時間合計３時間１０分 ＋モニタリング地点１１カ所 ×１０分 ⇒ ５時間００分

岐阜地域のモニタリングルート



※1～12 ルート1、◇1～◇15 ルート2、①～⑪ ルート3

西濃地域のモニタリングルート

- ・対象市町村：大垣市（１２）、海津市（５）、養老町（４）、垂井町（４）、関ヶ原町（３）、神戸町（２）、輪之内町（２）、安八町（２）
- ・モニタリングポスト：西濃総合庁舎、関ヶ原町役場

ルート１	ルート２	ルート３
西濃総合庁舎 ↓（３５分） ①関ヶ原北部集落センター（関ヶ原） ↓（８分） ②貝戸集落構造改善センター（関ヶ原） ↓（３分） ③グリーンウッド関ヶ原（関ヶ原） ↓（１７分） ④岩手小学校（垂井） ↓（８分） ⑤垂井町林業センター（垂井） ↓（１０分） ⑥垂井町役場（垂井） ↓（１０分） ⑦合原小学校（垂井） ↓（２８分） ⑧北小学校（神戸） ↓（７分） ⑨神戸町役場（神戸） ↓（１９分） 西濃総合庁舎	西濃総合庁舎 ↓（２８分） ①牧田支所（上石津） ↓（８分） ②上石津学園（上石津） ↓（５分） ③上石津地域事務所（上石津） ↓（６分） ④旧時小学校（上石津） ↓（２５分） ⑤養北小学校（養老） ↓（５分） ⑥養老町役場（養老） ↓（８分） ⑦養老公園（養老） ↓（１１分） ⑧東部中学校（養老） ↓（１３分） ⑨輪之内町役場（輪之内） ↓（５分） ⑩大藪小学校（輪之内） ↓（１０分） ⑪安八町役場（安八） ↓（６分） ⑫下宿コミュニティーセンター（墨俣） ↓（５分） ⑬墨俣地域事務所（墨俣） ↓（６分） ⑭結小学校（安八） ↓（９分） 西濃総合庁舎	西濃総合庁舎 ↓（１１分） ①中川小学校（大垣） ↓（７分） ②赤坂小学校（大垣） ↓（７分） ③青墓小学校（大垣） ↓（１５分） ④大垣市役所（大垣） ↓（１０分） ⑤綾里小学校（大垣） ↓（１１分） ⑥江東小学校（大垣） ↓（１８分） ⑦平田海西公民館（平田） ↓（７分） ⑧海津市こども未来館 ZuTTo（平田） ↓（１１分） ⑨文化会館（南濃） ↓（６分） ⑩海津市役所（海津） ↓（１４分） ⑪木曾三川公園センター（海津） ↓（３７分） 西濃総合庁舎
移動時間合計２時間２５分 ＋モニタリング地点９カ所× １０分 ⇒ ３時間５５分	移動時間合計２時間３０分 ＋モニタリング地点１４カ所 ×１０分 ⇒ ４時間５０分	移動時間合計２時間３４分 ＋モニタリング地点１１カ所 ×１０分 ⇒ ４時間２４分

西濃地域のモニタリングルート



※1～9 ルート1、◇1～◇14 ルート2、①～⑪ ルート3

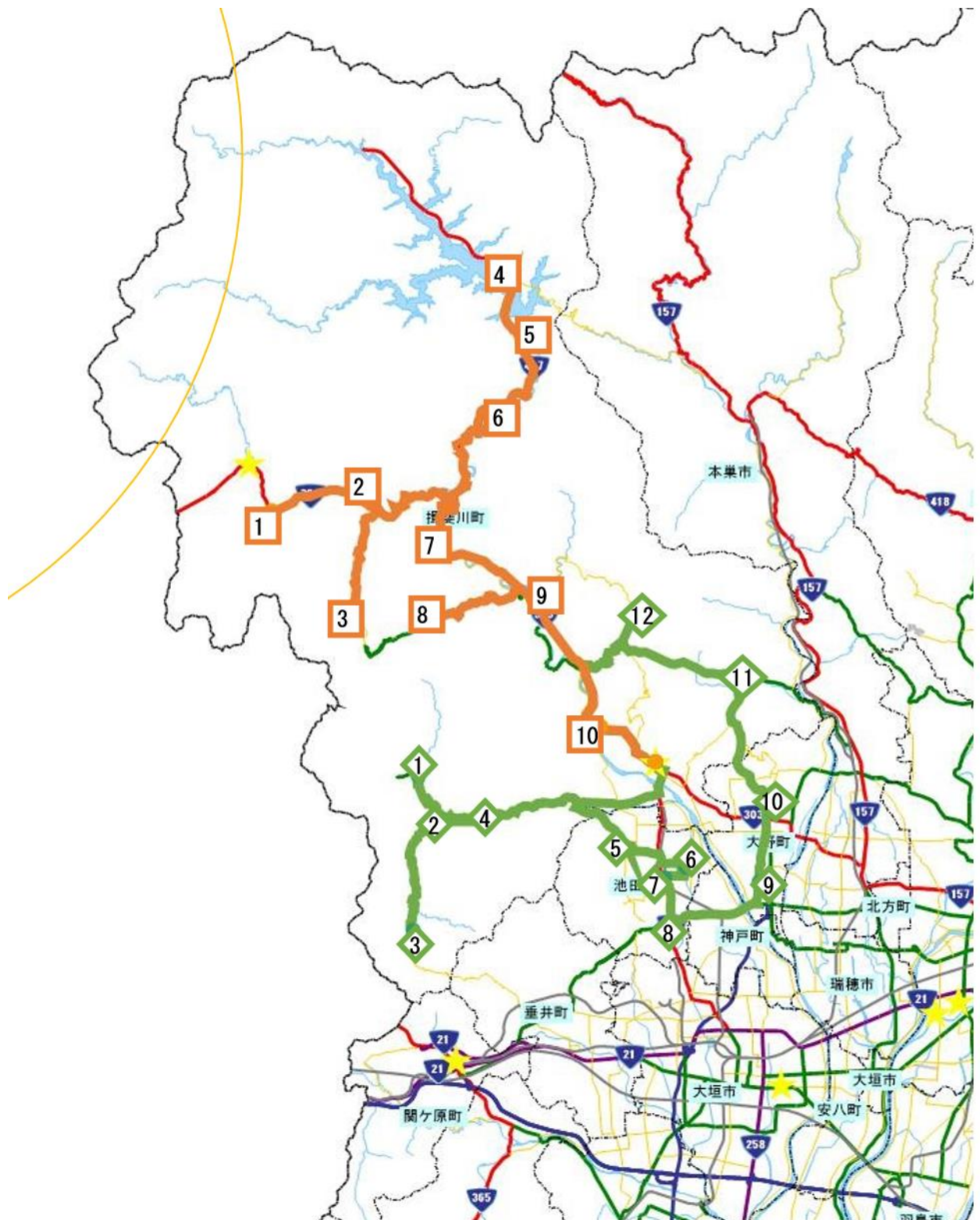
揖斐地域のモニタリングルート

- ・対象市町村：揖斐川町（１６）、池田町（４）、大野町（２）
- ・モニタリングポスト：揖斐総合庁舎、揖斐川町坂内川上地内

ルート１	ルート２
揖斐総合庁舎 ↓（３９分） ①大草履橋（坂内） ↓（４分） ②坂内振興事務所（坂内） ↓（１０分） ③諸家集会場（坂内） ↓（４８分） ④徳山会館（藤橋）※ ↓（１０分） ⑤徳山ダム（藤橋） ↓（９分） ⑥水と森の学習館（藤橋） ↓（１８分） ⑦藤橋振興事務所（藤橋） ↓（１３分） ⑧日坂公民館（久瀬） ↓（８分） ⑨久瀬振興事務所（久瀬） ↓（８分） ⑩北方小学校（揖斐川） ↓（６分） 揖斐総合庁舎	揖斐総合庁舎 ↓（２３分） ①高齢者コミュニティーセンター（春日） ↓（５分） ②春日小学校（春日） ↓（９分） ③古屋多目的集会所（春日） ↓（１３分） ④春日振興事務所（春日） ↓（１２分） ⑤宮地小学校（池田町） ↓（８分） ⑥池田小学校（池田町） ↓（６分） ⑦池田町役場（池田町） ↓（６分） ⑧八幡小学校（池田町） ↓（１１分） ⑨第６公民館（大野町） ↓（６分） ⑩大野町役場（大野町） ↓（１１分） ⑪谷汲振興事務所（谷汲） ↓（１２分） ⑫上神原集会所（谷汲） ↓（１６分） 揖斐総合庁舎
移動時間合計２時間５３分 ＋モニタリング地点１０カ所×１０分 ⇒ ４時間３３分	移動時間合計２時間１８分 ＋モニタリング地点１２カ所×１０分 ⇒ ４時間１８分

※ 冬季通行止め

揖斐地域のモニタリングルート



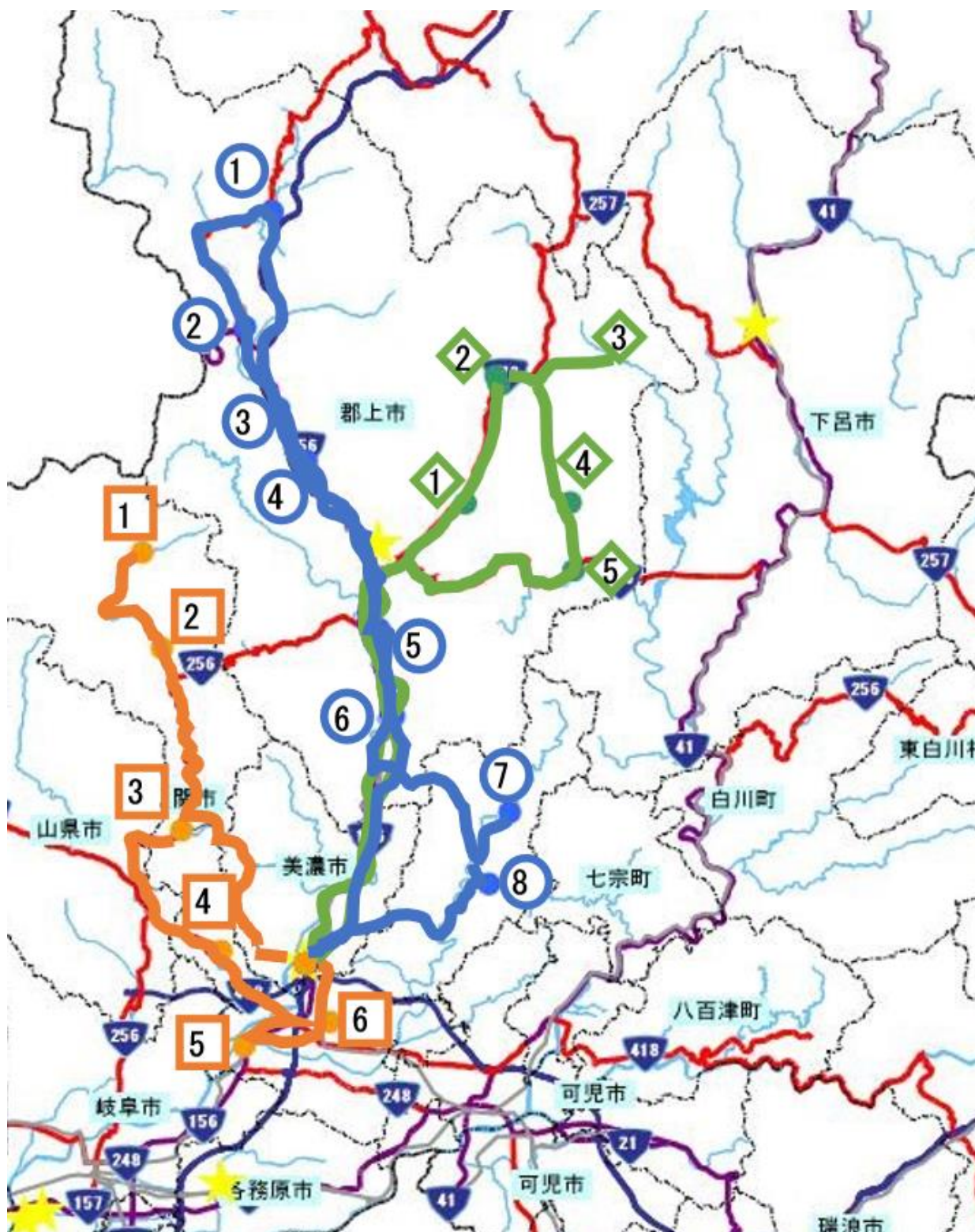
※1～10 ルート1、◇1～◇12 ルート2

中濃地域のモニタリングルート

- ・対象市町村：関市（８）、美濃市（０）、郡上市（１１）
- ・モニタリングポスト：中濃総合庁舎、郡上総合庁舎

ルート１	ルート２	ルート３
中濃総合庁舎 ↓（５４分） ①板取島口体育館（板取） ↓（１２分） ②板取事務所（板取） ↓（１９分） ③洞戸事務所（洞戸） ↓（１９分） ④武芸川事務所（武芸川） ↓（１９分） ⑤金竜小学校（関） ↓（１６分） ⑥関市役所（関） ↓（１０分） 中濃総合庁舎	中濃総合庁舎 ↓（高速利用３３分） ①口明方小学校（八幡） ↓（１０分） ②明宝振興事務所（明宝） ↓（４７分） ③旧小川小学校（明宝） ↓（５４分） ④鹿倉ひまわりプラザ（和良） ↓（１０分） ⑤和良振興事務所（和良） ↓（６１分） 中濃総合庁舎	中濃総合庁舎 ↓（高速利用４１分） ①高鷲振興事務所（高鷲） ↓（１５分） ②白鳥振興事務所（白鳥） ↓（ ９分） ③旧大和第一北小学校（大和） ↓（ ６分） ④大和振興事務所（大和） ↓（１７分） ⑤相生公民館（八幡） ↓（１０分） ⑥美並振興事務所（美並） ↓（４２分） ⑦上之保事務所（上之保） ↓（１０分） ⑧武儀事務所（武儀） ↓（２３分） 中濃総合庁舎
移動時間合計２時間２９分 ＋モニタリング地点６カ所× １０分 ⇒ ３時間２９分	移動時間合計３時間３５分 ＋モニタリング地点５カ所× １０分 ⇒ ４時間２５分	移動時間合計２時間５３分 ＋モニタリング地点８カ所× １０分 ⇒ ４時間１３分

中濃地域のモニタリングルート



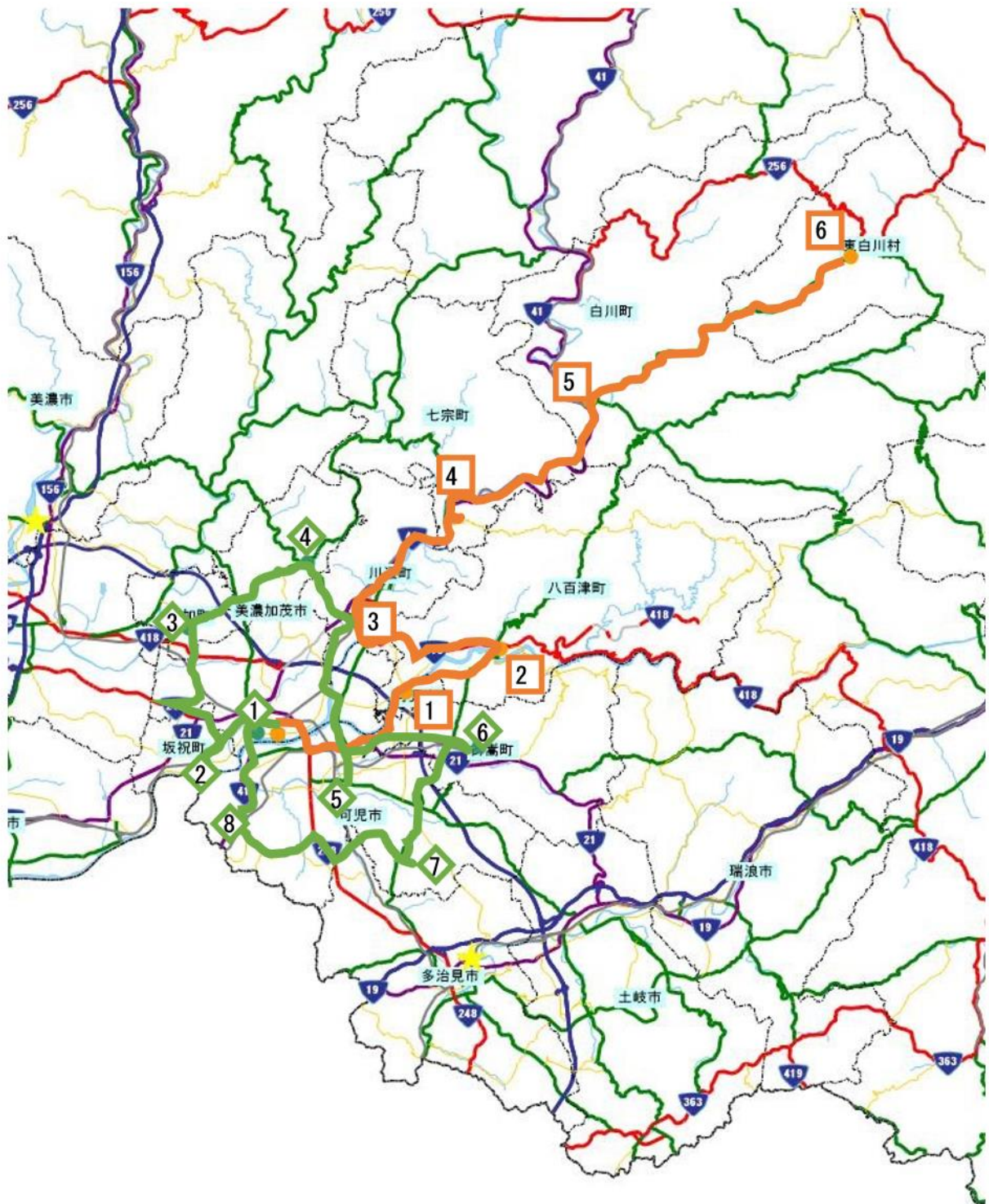
※1～6 ルート1、◇1～◇5 ルート2、①～⑧ ルート3

可茂地域のモニタリングルート

- ・対象市町村：美濃加茂市（２）、可児市（４）、坂祝町（１）、富加町（１）、川辺町（１）、七宗町（１）、八百津町（１）、白川町（１）、東白川町（１）、御嵩町（１）

ルート１	ルート２
可茂総合庁舎 ↓（１７分） ①兼山公民館（兼山） ↓（８分） ②八百津町役場（八百津） ↓（１１分） ③川辺町役場（川辺） ↓（１３分） ④七宗町役場（七宗） ↓（１６分） ⑤白川町役場（白川） ↓（２１分） ⑥東白川村役場（東白川） ↓（５７分） 可茂総合庁舎	可茂総合庁舎 ↓（３分） ①美濃加茂市役所（美濃加茂） ↓（７分） ②坂祝町役場（坂祝） ↓（１２分） ③富加町役場（富加） ↓（１１分） ④三和連絡所（美濃加茂） ↓（２６分） ⑤可児市役所（可児） ↓（１４分） ⑥御嵩町役場（御嵩） ↓（１８分） ⑦桜ヶ丘公民館（可児） ↓（２５分） ⑧帷子公民館（可児） ↓（１４分） 可茂総合庁舎
移動時間合計２時間２３分 ＋モニタリング地点６カ所×１０分 ⇒ ３時間２３分	移動時間合計２時間１０分 ＋モニタリング地点８カ所×１０分 ⇒ ３時間３０分

可茂地域のモニタリングルート



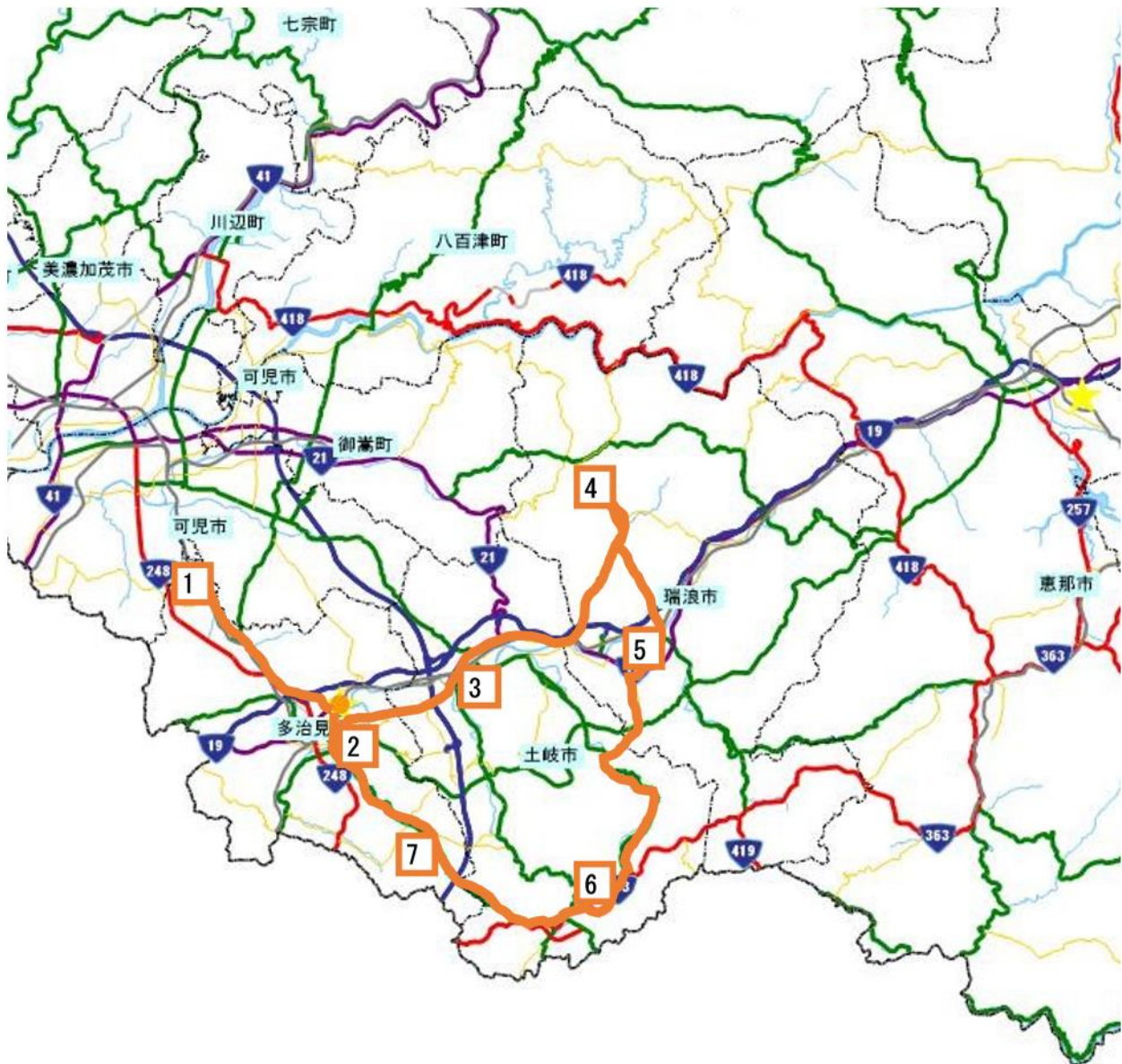
※1～8 ルート1、◇1～◇8ルート2

東濃地域のモニタリングルート

- ・対象市町村：多治見市（３）、土岐市（２）、瑞浪市（２）
- ・モニタリングポスト：東濃西部総合庁舎

ルート
東濃西部総合庁舎 ↓（１６分） ①南姫小学校（多治見） ↓（２０分） ②多治見市役所（多治見） ↓（１３分） ③土岐市役所（土岐） ↓（１８分） ④日吉小学校（瑞浪） ↓（１３分） ⑤瑞浪市役所（瑞浪） ↓（２３分） ⑥濃南中学校（土岐） ↓（１４分） ⑦笠原交流センター（笠原） ↓（１９分） 東濃西部総合庁舎
移動時間合計２時間１６分 ＋モニタリング地点７カ所×１０分 ⇒ ３時間２６分

東濃地域のモニタリングルート



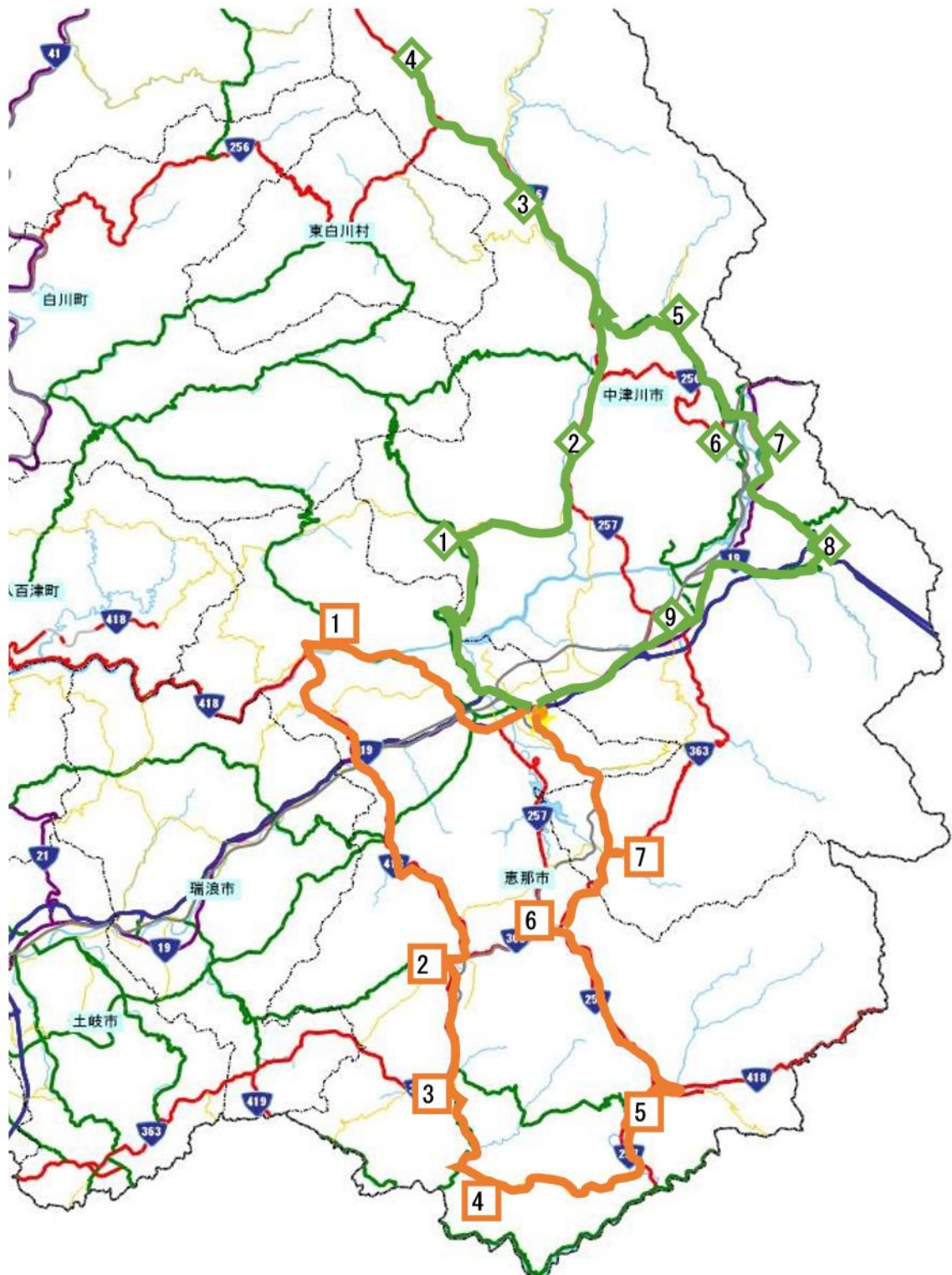
※1～7 ルート

恵那地域のモニタリングルート

- ・対象市町村：恵那市（６）、中津川市（１０）
- ・モニタリングポスト：恵那総合庁舎

ルート１	ルート２
恵那総合庁舎 ↓（１９分） ①恵那北中学校（恵那） ↓（２８分） ②山岡振興事務所（山岡） ↓（ ９分） ③明智振興事務所（明智） ↓（１２分） ④串原振興事務所（串原） ↓（２５分） ⑤上矢作振興事務所（上矢作） ↓（１３分） ⑥岩村振興事務所（岩村） ↓（１０分） ⑦阿木中学校（中津川） ↓（１５分） 恵那総合庁舎	恵那総合庁舎 ↓（２３分） ①蛭川総合事務所（蛭川） ↓（１６分） ②福岡総合事務所（福岡） ↓（１７分） ③付知総合事務所（付知） ↓（１１分） ④加子母総合事務所（加子母） ↓（２７分） ⑤川上総合事務所（川上） ↓（ ８分） ⑥坂下総合事務所（坂下） ↓（ ７分） ⑦山口総合事務所（山口） ↓（１０分） ⑧神坂小学校（中津川） ↓（１６分） ⑨中津川市役所（中津川） ↓（１３分） 恵那総合庁舎
移動時間合計２時間１１分 ＋モニタリング地点７カ所×１０分 ⇒ ３時間２１分	移動時間合計２時間２８分 ＋モニタリング地点９カ所×１０分 ⇒ ３時間５８分

恵那地域のモニタリングルート



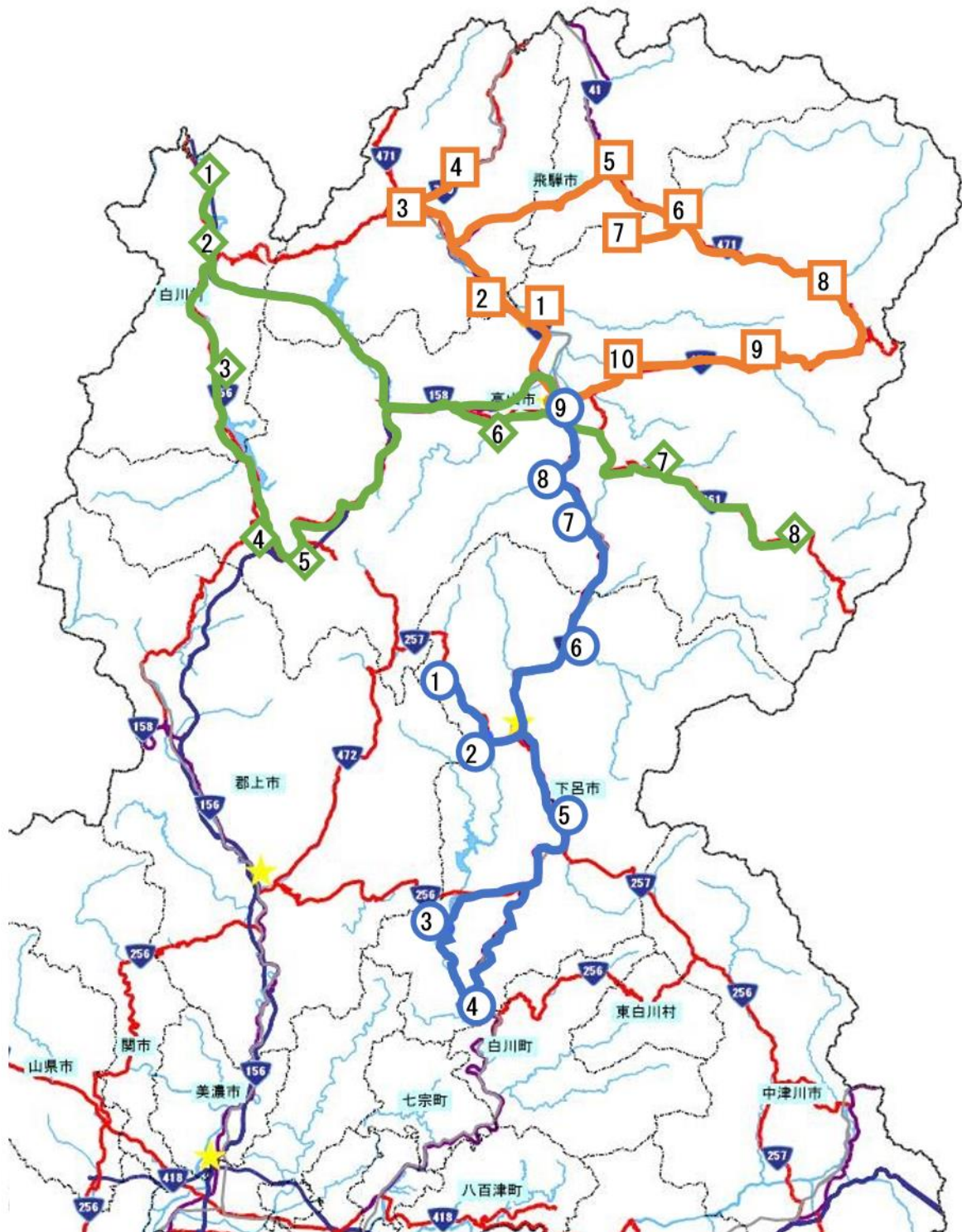
※1～7 ルート1、◇1～◇9 ルート2

飛驒地域のモニタリングルート

- ・対象市町村：高山市（１４）、飛驒市（４）、下呂市（６）、白川村（３）
- ・モニタリングポスト：飛驒総合庁舎、下呂総合庁舎

ルート１	ルート２	ルート３
飛驒総合庁舎 ↓（１４分） ①国府支所（国府） ↓（８分） ②飛驒市役所（古川） ↓（１６分） ③河合振興事務所（河合） ↓（７分） ④宮川振興事務所（宮川） ↓（３８分） ⑤神岡振興事務所（神岡） ↓（１４分） ⑥上宝支所（上宝） ↓（１８分） ⑦蔵柱公民館（上宝） ↓（３９分） ⑧奥飛驒総合文化センター（上宝） ↓（３１分） ⑨旗鉾地区多目的集会所（丹生川） ↓（１８分） ⑩丹生川支所 ↓（１８分） 飛驒総合庁舎	飛驒総合庁舎 ↓（高速利用５１分） ①かんなかべ（飛越峡総合交流促進施設）（白川） ↓（８分） ②白川村役場（白川） ↓（１７分） ③白川村南部地区文化会館（白川） ↓（２３分） ④荘川支所（荘川） ↓（５分） ⑤荘川体育館（荘川） ↓（３９分） ⑥清見支所（清見） ↓（３２分） ⑦朝日支所（朝日） ↓（１９分） ⑧高根支所（高根） ↓（４５分） 飛驒総合庁舎	飛驒総合庁舎 ↓（６４分） ①黒石児童館（馬瀬） ↓（９分） ②馬瀬振興事務所（馬瀬） ↓（３４分） ③東第一小学校開放施設（金山） ↓（１３分） ④金山振興事務所（金山） ↓（３０分） ⑤下呂市役所（下呂） ↓（３０分） ⑥小坂振興事務所（小坂） ↓（１７分） ⑦久々野支所（久々野） ↓（１０分） ⑧一之宮支所（宮） ↓（１４分） ⑨高山市役所（高山） ↓（４分） 飛驒総合庁舎
移動時間合計３時間３９分 ＋モニタリング地点１０カ所 ×１０分 ⇒ ５時間１９分	移動時間合計４時間１４分 ＋モニタリング地点８カ所× １０分 ⇒ ５時間３４分	移動時間合計３時間４５分 ＋モニタリング地点９カ所× ５分 ⇒ ５時間１５分

飛騨地域のモニタリングルート



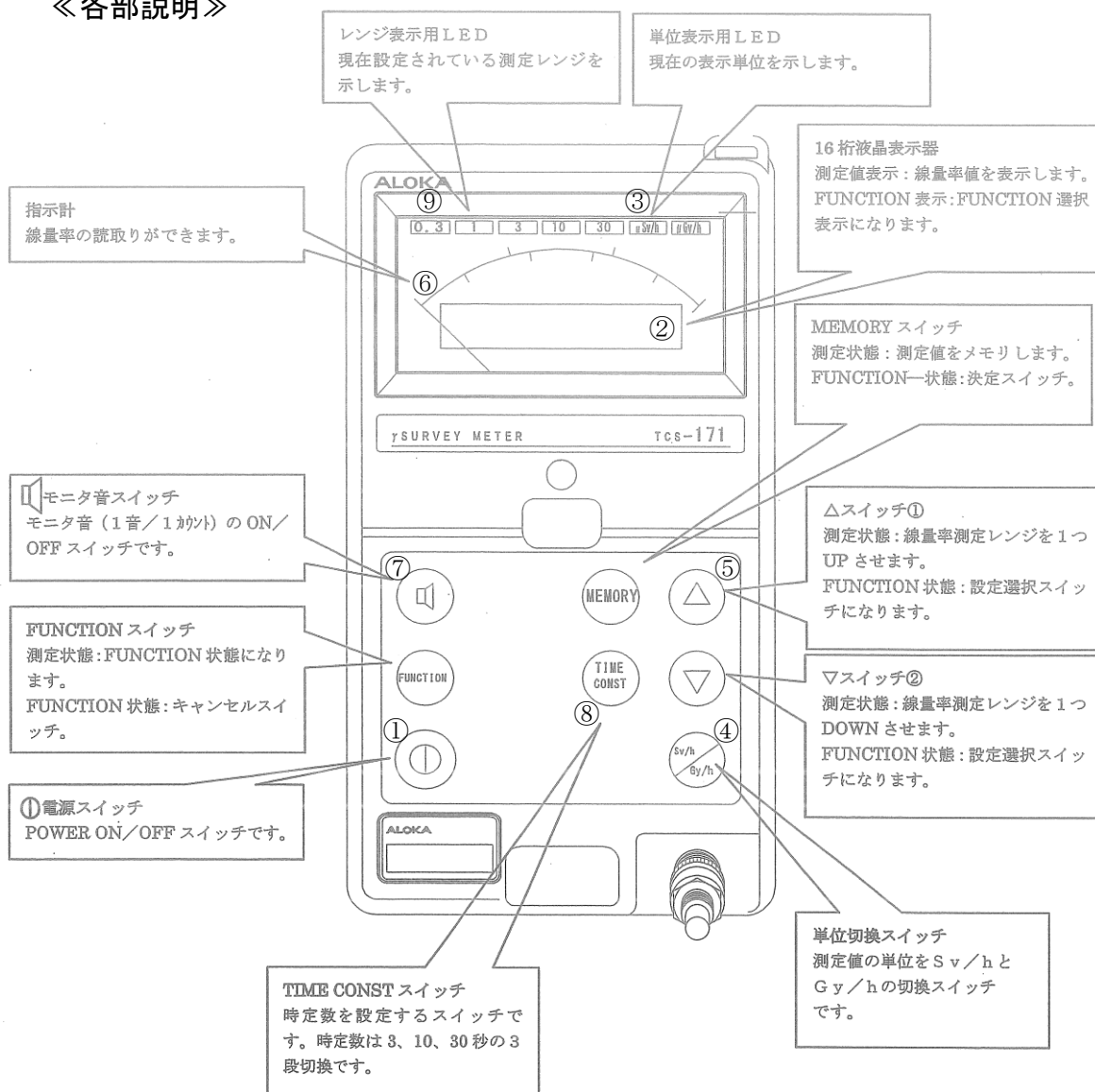
※1～10 ルート1、◇1～◇8 ルート2、①～⑨ ルート3

5 放射線量測定器の操作方法

NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ (TCS-171B) の取扱方法

NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、主に γ 線の測定に用いる放射線測定器です。測定範囲はバックグラウンドレベル (0.1 μ Sv/h 程度) から 30 μ Sv/h まで計測可能です。

《各部説明》



《操作方法》

1 測定のための準備

- ・測定したい場所で「収納ボックス」から測定器を取り出します。防水型ではありませんので、濡らさないよう注意してください。
- ・「フック」を押しながら「シンチレーションプローブ」を前にスライドさせ、本体から外します。



2 電源 ON 動作

- ・「①電源スイッチ」を約 2 秒間押すと、「②液晶表示器」の表示が下記のようになり、自動的に電源チェック等が行われ、問題がなければ測定状態となります。

□ALOKA□TCS-171□□ : 型 名



□13/11/06□14:00□ : 時 刻



□□□□□BATT. = ■■■■ : 電池残量



□□□□□HV□=□OK□□ : HV 状態



□30□□□0.08μSv/h□ : 測定状態



時定数 線量率値 単位

※電池残量表示がBATT. = ■□□□で点滅している場合、バッテリーダウン予告表示ですので電池を早めに交換します。なお、測定中に液晶表示器の左に“B”が点灯した場合も同様です。

※カタログ上での電池寿命は「連続 30 時間以上」とされています。

3 単位の設定

- ・「②液晶表示器」及び「③単位表示用 LED」の表示単位が $\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト毎時）になっていることを確認します。
- ・ $\mu\text{Sv/h}$ になっていない場合、「④単位切り替えスイッチ」により、 $\mu\text{Sv/h}$ と $\mu\text{Gy/h}$ を切り替えることができるので、 $\mu\text{Sv/h}$ を選択します。

4 線量率測定レンジの設定

- ・「⑤線量率測定レンジのスイッチ▲ (UP)」及び「スイッチ▼ (DOWN)」により、「⑥指示計」の指針が中央付近に来るようなレンジを選択します。
- ・測定中に放射線の計測数を“音”で確認したい時は、「⑦モニタ音スイッチ」を押します。

※モニタ音を ON にすると、放射線を検出するたびにクリック音が鳴ります。普段は OFF にしておき、必要な時だけ ON にします。

5 時定数 (TIME CONST.) の選択

- ・「⑧TIME CONST.スイッチ」は、「3」、「10」、「30」sec と 3 段階に分かれています。

- ・線量率が小さいときは「10」又は「30」、大きいときは「3」又は「10」を選択します。

※バックグラウンド（自然放射線量）レベルの線量を測定する場合は、「30」secを選択します。

◆時定数とは

測定器の応答時間の早さです。例えば、時定数を「3秒」とした場合には、3秒間の間に検出した放射線で測定値を表示します。時定数は短い方が測定時間が短くなり便利ですが、指示計の針のふらつきが大きく、読みとりが難しくなります。時定数を長くする方が、より正確な値を測定できます。

6 測定

- ・「シンチレーションプローブ」を地面から1mの高さで水平に保ち、指示値を読み取ります。
- ・指示値は選択した時定数の3倍の時間が経過してから、指針の振れ幅の中央付近の値を指示計の真上から読み取ります。時定数の時間毎に測定値を読み取り、1か所での計測回数は5回として、その平均値を測定結果とします。

<測定姿勢（例）>



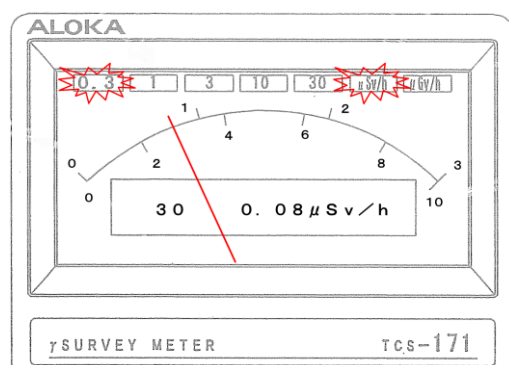
7 指示計の読み方

- ・「⑥指示計」の目盛は、上部目盛では「0」から「3」まで、下部目盛では「0」から「10」までとなっています。
- ・測定値は、レンジが「0.3」、「3」、「30」のときは上部目盛で読み、レンジが「0.3」の時は読み取り値を1/10、レンジが「3」のときは読み取り値のまま、レンジが「30」の時は読み取り値を10倍します。
- ・レンジが「1」、「10」のときは下部目盛で読み、レンジが「1」のときは読み取り値を1/10、レンジが「10」のときは読み取り値のままにします。
- ・いずれのレンジになっているかは、画面最上部の「⑨レンジ表示用LED」で確認します。

<指示計の読み値とレンジとの関係>

レンジ	目盛	測定値の読み方	レンジ	目盛	測定値の読み方
0.3	上側	読み値の 1/10	1	下側	読み値の 1/10
3	上側	読み値のまま	10	下側	読み値のまま
30	上側	読み値の 10 倍			

<指示計の例>

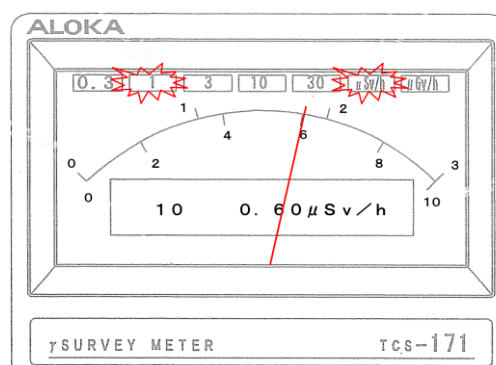


時定数=30sec

レンジ=0.3

指示計の読み取り値=上部目盛 0.8

測定値=0.08 μ Sv/h (0.8 の 1/10)



時定数=10sec

レンジ=1

指示計の読み取り値=下部目盛 6

測定値=0.60 μ Sv/h (6 の 1/10)

8 測定終了

- ・「①電源スイッチ」を約2秒間押し「OFF」にします。
- ・「シンチレーションプローブ」を本体にスライドして固定します。
- ・測定器を「収納ボックス」に収納し、終了します。

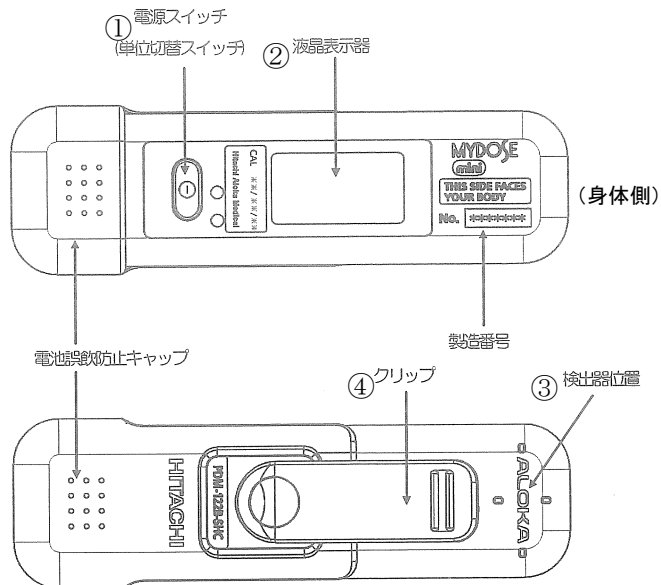
《注意事項》

- ・使用前に必ず動作させ、正常であるかを確認してください。
- ・精密機器なので、衝撃を与えたり、落下させたりしないように注意してください。
- ・雨天時や汚染レベルの高い区域で測定する時は、サーベイメータをポリエチレン袋等で覆い、濡れたり汚染したりしないようにしてください。
- ・長期間使用しないときは、電池をすべて取り出して乾燥した場所に保管してください。

電子ポケット線量計 (PDM-122 型) の取扱方法

電子ポケット線量計(PDM-122 型)は、個人が受けたγ線による線量を積算して測定する半導体検出器を使用した個人被ばく線量計です。電源を切っても積算線量と積算時間を保持できます。またリセット操作により、積算線量と積算時間をリセットすることもできます。

《各部名称》



《各部のはたらき》

① 電源スイッチ

- ・電源スイッチを指のはらで約3秒間押し続けると、液晶表示器に「8.8.8.8」と表示され、「3.1 0 H」とバージョン表示した後、「0.0」と表示されて測定が始まります。
- ・なお、「3.1 0 H」の表示の後「0.0」にならない場合(前回の線量値が残っている場合は「0.0」になりません。)は、そのままさらに電源スイッチを約10秒間押し続けると「0 c l r」(ゼロ・クリア)となって「0.0」の表示になります。
- ・電源をOFFにするときは、電源スイッチを約3秒間押すと、液晶表示器の表示が消えます(積算線量と積算時間を保持します)。

② 液晶表示器

- ・積算線量を表示します。
- ・電源ON状態で電源スイッチを押すと、「積算線量 → 線量率 → 積算時間」の順に表示が変わります。約10秒後、積算線量表示へ自動で戻ります。
- ・積算線量が「10.00 Sv」を超えると、「10.00」と「H.H.H.H」が交互に表示されます。

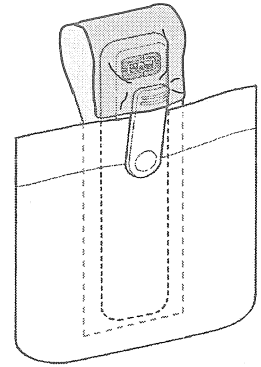
③ 検出器

- ・検出器は、検出器位置に内蔵されています。

<装着例>

④ クリップ

- ・右図「装着例」のようにクリップを使用し、液晶表示側を身体に向けて、男性は胸部に、女性は腹部に装着してください。
- ・線量計を落とさないように、必ずクリップと首紐を使用してください。



《使用方法》

- (1) 電源スイッチを「ON」にします。液晶表示器の表示及び動作に異常のないことを確認します。
- (2) 電源スイッチを ON にした時刻を記録します。
- (3) 液晶表示側を身体に向けて、男性は胸部に、女性は腹部に装着します。
- (4) 作業が終了したら、時刻と指示値を読み取り、記録します。
- (5) 電源スイッチを OFF にします。

《注意事項》

- ・精密機器なので、衝撃を与えたり、落下させたりしないように注意してください。
- ・液晶表示器の左上の電池残量が点滅状態になったときは、電池を交換してください。
- ・電子ポケット線量計は携帯電話のノイズに反応することがあるため、携帯電話と電子ポケット線量計を同時に携行する場合は、25cm 程度以上離すようにしてください。
- ・長期間使用しないときは、電池をすべて取り出して乾燥した場所に保管してください。

6 防護装備の装着方法

1) 装着目的

マスク：呼吸等による放射性物質の吸い込みを防ぐ目的で使用する。

防護服・手袋・シューズカバー：放射性物質の皮膚への付着を防ぐ目的で使用する。

※不織布製防護服（タイベック等）は放射線を遮蔽することはできない。

2) 装着手順

①インナーは汗を吸い取り、動きやすい服装する。

②個人線量計をつける。

ア 電源スイッチを3秒長押し

【積算方法をリセットする方法】

- ・電源スイッチを3秒長押し
→電源OFF
- ・再度、電源スイッチを10秒以上
長押し

→表示「0000」になり、リセット完了



イ 着用部位

- ・表示面を必ず内側にむける

ウ 注意

- ・個人被ばく線量計による測定値には自然放射線（バックグラウンド）による被ばくが含まれる
- ・強い電波を受けると誤計数することがあるので、携帯電話、PHS、高出力トランシーバーなどの近くで使用しないこと



③防護服を着る。防護服のファスナーは首までしっかりあげる。

④薄い綿手袋をつける。

⑤防塵マスクをつける。防塵マスクは上下を間違えないようにつけること。マスクの締め紐は耳に掛けずに後頭部に掛けること。鼻梁（鼻の付け根（目と目の間））とマスクとの隙間をしっかりとふさぐこと。

⑥靴にシューズカバーをかぶせる。シューズカバーは防護服の裾を覆い、紐で結ぶ。

⑦ゴム手袋をつける。防護服の裾の上にくるように深くはめること。ゴム手袋と防護服の袖口をテープでシールすること。

⑧防護服のフードを頭にかぶせる。前髪等は隠すこと。フードが大きい場合はテープでシールすること。

⑨粉じんが舞うような場所や外で作業を行う場合はゴーグルをつけること。

3) 脱衣手順

- ・マスクや防護服は放射性物質によって汚染されている場合があるため、脱いだ防護服等は「汚染」と表記した専用の容器に入れ一般ゴミと区別すること。
- ・付着している放射性物質をまき散らさないように静かに注意して脱ぐこと。

・建物の外に設ける除染テント等で脱衣を行うこと。

- ①ゴム手袋のシールを外しゴム手袋を脱ぐ。放射性物質が付いているおそれがあるため外側を内側に丸めるように脱ぐこと。
- ②防護服のフードを外す。
- ③ゴーグルをつけていた場合はゴーグルを外す。
- ④防護服を脱ぐ。防護服の外側には放射性物質が付いているおそれがあるため外側を内側に丸めるように静かに脱ぐこと。
- ⑤シューズカバーを外す。
- ⑥シューズカバーを外したら靴裏の汚染検査をする。
- ⑦マスク表面の汚染検査をする。
- ⑧マスクを外す。マスク表面の放射性物質が舞うおそれがあるため静かに外すこと。
- ⑨綿手袋を脱ぐ。
- ⑩掌甲の部分の汚染検査をする。
- ⑪頭髮の汚染検査をする。
- ⑫肩の汚染検査をする。
- ⑬全身を一筆書きの様に前側、後側、側面の順番で汚染検査をする。

【参考】「原子力災害時における防災業務関係者のための防護装備及び放射線測定器の使用方法について」（令和4年12月28日内閣府原子力防災）